

平成 2 5 年度定期監察報告書

平成 2 6 年 3 月

国土交通省大臣官房監察官室

目次

第 1	監察事項及び対象機関	1
第 2	対象機関毎の担当監察官及び現地監察実施期間	2
第 3	監察結果	4
I.	はじめに	4
II.	入札談合等関与行為の再発防止その他のコンプライアンスの徹底に関する取組	5
1.	報 告	5
(1)	趣 旨	5
(2)	高知県内事案報告書の再発防止対策に係る取組	7
1)	高知県内における入札談合事案の概要と経緯	7
2)	再発防止対策	7
3)	入札談合行為防止対策への取組状況	8
①	コンプライアンス推進本部等の設置・運営の状況	8
②	年度推進計画の策定等状況	9
③	コンプライアンス・アドバイザリー委員会の設置状況	10
④	ホームページでの公表状況	11
⑤	違法性の認識の把握状況	11
⑥	研修の内容及び手法に関する取組状況	12
⑦	何年か毎に繰り返し研修を受けられる体制づくりの状況	13
⑧	意識改革に向けた取組の状況	13
⑨	不当な働きかけに対する報告の状況	15
⑩	予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直しの状況	16
⑪	総合評価落札方式における評価の加点の対象外とする運用の状況	17
⑫	予定価格等の管理方法及び管理責任者に関する明確化・ルール化等の状況	17
⑬	事務所ごとの応札状況の傾向等の公表状況	18
⑭	地域の建設業者を含む関係方面への再発防止対策の周知等の状況	18

(3) 国家公務員倫理その他のコンプライアンス徹底に関する取組	20
1) コンプライアンスの各種対応窓口設置等の状況	20
① コンプライアンスの各種対応窓口の設置等の状況	20
② コンプライアンスに関する統一対応窓口を設置している場合の職員への周知状況	21
③ コンプライアンスに関する統一対応窓口を設置していない場合の理由等	21
2) コンプライアンス徹底のための指導等の状況	21
① 国家公務員法等の周知・指導状況	21
② 再就職等規制に関する制度の周知・指導状況	22
③ 倫理に係るセルフチェック等の実施状況	22
④ コンプライアンス・ミーティング等の実施状況	23
⑤ コンプライアンス指導者等の養成・指導内容の状況	25
⑥ 本局による出先事務所等への取組状況等の巡回指導	25
⑦ 本局・事務所の業務運営方針等におけるコンプライアンスの位置付け	25
⑧ 請負契約業務におけるコンプライアンスの徹底	26
3) コンプライアンス対応窓口等における報告・相談等の状況	26
4) 退職予定者への指導状況	27
5) コンプライアンス徹底のための局としての独自の取組等	28
(4) 個人情報の保護に係る取組	29
① 個人情報の管理体制の構築状況	29
② 保有個人情報の安全確保上の問題への対応状況	29
(5) 情報セキュリティに係る取組	30
① 国土交通省情報セキュリティポリシーに基づく体制等の整備の状況、システム管理者等の設置、連絡網の整備等	30
② 情報流出事案への対応	30
(6) 庁舎管理の状況	31
1) 庁舎管理体制の状況	31
2) 秩序維持の状況	31
3) 災害防止の状況	31
(7) コンプライアンスの推進に関する各機関の長の取組	
【幹部職員に対する個別ヒアリングの実施結果】	32
2. 提示意見	38

3. 推奨事例

(1) 複数事務所によるコンプライアンス意見交換	39
(2) コンプライアンス・アドバイザリー委員会の理解促進	43
(3) e-ラーニング等の導入と職員の理解状況の把握と周知による啓蒙	44
(4) 「ストーリー性」を持たせたテーマによるコンプライアンス・ミーティング	47
(5) コンプライアンス・インストラクターの育成	51
(6) 本局、各部、支局、事務所の行動目標の設定とそれに向けての業務の取組	54
(7) コンプライアンス推進本部での事務所報告	56

Ⅲ. 大規模災害発生時の対応に関する取組

1. 報 告	57
(1) 趣 旨	57
(2) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の整備・運用の状況	58
1) TEC-FORCEに関する体制の整備状況	58
2) TEC-FORCEに関する活動計画の作成状況	59
3) TEC-FORCEに関する研修や訓練の実施状況	59
4) TEC-FORCEの活動状況	60
(3) 業務継続計画（BCP）に関する取組状況	63
1) BCPの作成及び周知状況	63
① 各機関におけるBCPの作成状況	63
② 職員へのBCPの周知状況	63
2) BCPに基づく指揮系統、参集方法及び安否確認の方法等の整備状況	63
① 災害時の本部長代行等権限及び指揮命令系統等の整備状況	63
② 参集予定者の指定、参集方法及び参集予定時間	63
③ 職員及び家族の安否確認の方法	64
3) 情報の収集・連絡体制、通信手段等の整備状況	64
4) 執務環境等の確保の状況	65
① 庁舎及び通信施設等の耐震対策の状況	65
② 職員及び来訪者も含めた食糧、飲料水等の備蓄の状況	65
(4) 関係機関との連携等に関する取組状況	67
1) 整備局等における関係機関との連携及び情報共有に関する取組状況	67
① 関係機関との連携等に関する取組状況	67
② 関係機関との情報共有に関する取組状況	67
③ 地方公共団体への支援に関する取組状況	68

④ 地方公共団体へのリエゾンの派遣に関する取組状況	68
2) 整備局等における民間団体との協定の締結状況	68
3) 運輸局等における関係機関との連携及び情報共有に関する取組状況	69
① 関係機関との連携等に関する取組状況	69
② 関係機関との情報共有に関する取組状況	71
③ 地方公共団体への支援に関する取組状況	72
④ 地方公共団体へのリエゾンの派遣に関する取組状況	73
(5) 大規模災害への対応に関する各機関の取組状況	74
1) 近年発生した大規模災害への対応状況	74
2) 大規模災害を想定した訓練や研修等の実施状況	74
3) 災害対応や訓練等により抽出された課題等またそれを踏まえて行った各種 防災計画の見直し等の措置状況	75
4) その他、大規模災害への対応に関する各機関における独自の取組状況	76
5) 防災業務計画等の改正状況及び職員への周知状況	79
① 防災業務計画の改正状況	79
② 防災業務計画等の職員への周知状況	79
(6) 大規模災害への対応に関する各機関の長の取組 【幹部職員に対する個別ヒアリングの実施結果】	80

2. 提示意見	84
---------	----

3. 推奨事例

(1) 東北地方整備局における東日本大震災の経験・記録を整理し後世に伝える ための取組	86
(2) 関東地方整備局における災害時の応急対応・資材調達に関する業者等との 協定	88
(3) 中部地方整備局及び中部運輸局における関係機関との連携・協力に関する 取組	90
(4) 北陸信越運輸局における緊急時の輸送体制の確立に向けた取組	92
(5) 九州運輸局における公共交通機関の運行（航）状況等の情報提供に関する 取組	93

第 1 監察事項及び対象機関

平成 25 年度監察基本計画に基づき、以下により監察を実施した。

(1) 監察事項

- ① 1. 入札談合等関与行為の再発防止の取組
- ① 2. 国家公務員倫理その他のコンプライアンス徹底に関する取組
- ② 大規模災害発生時の対応に関する取組

(2) 対象機関

監察事項① 1：全地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局

監察事項① 2：東北、関東、中部及び中国の各地方整備局並びに北陸信越、
中部、近畿及び九州の各地方運輸局

監察事項②：東北、関東、中部及び中国の各地方整備局、北陸信越、中
部、近畿及び九州の各地方運輸局並びに内閣府沖縄総合
事務局

第2 対象機関毎の担当監察官及び現地監察実施期間

表1 地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局

対象機関	担当監察官	実施期間
東北地方整備局 本局 岩手河川国道事務所	総括監察官 松脇 達朗 監察官 渡辺 淳一 監察官 浮谷 高司 監察官 小竹 利明	11月13日から 11月15日まで
関東地方整備局 本局 高崎河川国道事務所	総括監察官 松脇 達朗 監察官 高橋 宏幸 監察官 浮谷 高司 監察官 小竹 利明	10月 7日から 10月 9日まで
北陸地方整備局 本局 伏木富山港湾事務所	総括監察官 松脇 達朗 監察官 村田 誠 監察官 浮谷 高司	10月28日から 10月30日まで
中部地方整備局 本局 清水港湾事務所	総括監察官 松脇 達朗 監察官 村田 誠 監察官 浮谷 高司 監察官 渡辺 淳一	9月10日から 9月12日まで
近畿地方整備局 本局 姫路河川国道事務所	総括監察官 松脇 達朗 上席監察官 宇随 幸雄 監察官 小澤 雅幸	11月 6日から 11月 8日まで
中国地方整備局 本局 山口河川国道事務所	総括監察官 松脇 達朗 監察官 村田 誠 監察官 浮谷 高司 監察官 小竹 利明	11月18日から 11月20日まで
四国地方整備局 本局 香川河川国道事務所	総括監察官 松脇 達朗 監察官 榑原 佳広 監察官 浮谷 高司	7月10日から 7月12日まで

九州地方整備局 本局 大分河川国道事務所	総括監察官 松脇 達朗 上席監察官 宇随 幸雄 監察官 渡辺 淳一	10月16日から 10月18日まで
北海道開発局 本局 小樽開発建設部	総括監察官 松脇 達朗 監察官 小澤 雅幸 監察官 浮谷 高司	9月24日から 9月26日まで
内閣府沖縄総合事務局 本局	総括監察官 松脇 達朗 監察官 榑原 佳広 監察官 小竹 利明 監察官 中庄司勇次	9月 3日から 9月 4日まで

表2 地方運輸局

対象機関	担当監察官	実施期間
北陸信越運輸局 本局	総括監察官 松脇 達朗 監察官 杉山 忠継 監察官 中庄司勇次	9月19日から 9月20日まで
中部運輸局 本局	総括監察官 松脇 達朗 監察官 夏井 君夫 監察官 中庄司勇次	10月 1日から 10月 2日まで
近畿運輸局 本局	総括監察官 松脇 達朗 監察官 福澤 隆志 監察官 中庄司勇次	7月25日から 7月26日まで
九州運輸局 本局	総括監察官 松脇 達朗 監察官 内山 正人 監察官 中庄司勇次	6月27日から 6月28日まで

第3 監察結果

I. はじめに

国土交通行政の円滑な推進を図るためには、綱紀を保持するとともに、行政の効率性及び透明性を高め、国民の信頼を確保することが必要である。

- (1) 「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」（平成25年3月14日）の再発防止対策を踏まえ、入札談合等関与行為の再発を確実に防止する観点から、組織を挙げて取り組む必要がある。また、国家公務員倫理を始めとするコンプライアンスの徹底についても、昨年度までも監察事項としてきたが、引き続き各地方支分部局において徹底した取組を進めることが必要である。
- (2) 平成23年3月11日に発生した東日本大震災や度重なる豪雨災害により大きな被害を受けたことを踏まえ、大規模災害の発生に備え、常日頃から、対応体制や関係機関との協力・連携体制を整えているか等の各地方支分部局の取組状況を昨年度も監察事項としたが、引き続き取組を進めることが重要である。

このような状況を踏まえ、平成25年度においては、

- ①入札談合等関与行為の再発防止その他のコンプライアンスの徹底に関する取組
 - ②大規模災害発生時の対応に関する取組
- に関する監察を実施した。

なお、本報告書は監察実施期間における監察内容を踏まえたものとしているが、以下に掲げた提示意見に対しては、各監察対象機関において順次適切な措置を講じている。

Ⅱ. 入札談合等関与行為の再発防止その他のコンプライアンスの徹底に関する取組

1. 報 告

(1) 趣 旨

国家公務員倫理法等に関する取組に係る監察については、これまで、

- ・平成21年度及び22年度は、職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備状況、国家公務員倫理法等に基づく届出等の処理状況、職員からの相談への対応状況
- ・平成23年度は、国家公務員倫理法等の施行・運用状況、周知状況、国家公務員倫理法等に抵触すると思われる行為に係る情報があつた場合の対応及び職員の倫理の保持に関する幹部職員の取組状況
- ・平成24年度は、国家公務員倫理法等の施行・運用状況、周知状況、国家公務員倫理法等に抵触すると思われる行為に係る情報があつた場合の対応及び職員の倫理の保持に関する幹部職員の取組状況、コンプライアンスの各種対応窓口設置等の状況、コンプライアンス・ミーティングの実施状況及びコンプライアンス徹底のための局としての独自の取組等

について実施してきたところである。

平成24年10月には、高知県内の直轄事務所における入札談合等関与行為に対する公正取引委員会からの改善措置要求及び要請を受け、これに関与した地方整備局職員が懲戒処分を受けることとなった。

この事案に関しては平成25年3月「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」（以下「高知県内事案報告書」という。）の中で再発防止対策が取りまとめられた。これについては組織をあげて取り組まなければならないことから、平成25年度においては、全地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局（以下「沖縄総合事務局」という。）における同報告書の再発防止対策に係る取組状況について監察することとした。

また、昨年度、コンプライアンスに関する監察は約半数の地方機関を対象に行ったため、昨年、対象としなかった東北地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局、中国地方整備局、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局については、昨年度の監察事項も監察項目に加えることとした。さらに、すべての監察対象機関について、職員の倫理の保持に関する幹部職員の取組状況の中で、従来は局長・所長と事務系幹部職員のみヒアリングを行っていたが、前述の高知の入札談合事案を踏まえ、工事の積算、施工管理や入札契約等の技術面について担当している技術系幹

部職員もヒアリング対象に加えて監察を実施した。

その結果は、次のとおりであり、各監察対象機関においては、入札談合事案再発防止対策、国家公務員倫理法等の周知、コンプライアンス指導者の養成や事務処理に的確に取り組み、全般としては、コンプライアンスの徹底に努める姿勢が見られ、他機関への横展開を推奨すべき工夫した事例が見られる一方、取組の効果を検証しさらなる改善を図る努力が必要な部分も一部に見られた。

（２）高知県内事案報告書の再発防止対策に係る取組

１）高知県内における入札談合事案の概要と経緯

平成２４年９月、高知県内における国土交通省（高知河川国道事務所、土佐国道事務所及び高知港湾・空港整備事務所）の土木工事発注に関し、公正取引委員会は、独占禁止法に基づく事業者に対する排除措置命令・課徴金納付命令の前提となる事前通知を行った。

同年１０月１７日、公正取引委員会から国土交通省に対し、入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求が行われた。その主な内容は、

- ・土佐国道事務所及び高知河川国道事務所の副所長が、それぞれ当該事務所発注の土木工事に関し、遅くとも平成１０年４月１日以降、建設業者代表取締役社長の求めに応じ、①入札参加予定者、②業者ごとの総合評価の点数、③予定価格等を教示。
 - ・事業者らが、その情報に基づき、受注予定者を決定して入札するなどの談合行為を繰り返していた
- というものである。

また、同日、公正取引委員会審査局長から当省大臣官房長あてに、法律上の改善措置要求に加えて、要請が行われた。その主な内容は、

- ・国土交通省は、入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求が今回で３度目になることを踏まえて、省全体として再発を確実に防止するために効果的な改善措置を求める
- としたものである。

なお、国土交通省においては、平成２４年９月７日に「高知県内における入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会」を設置し、有識者委員の指導を得て、その実態解明と再発防止対策等の検討を行い、本件事案に関する調査結果とこれを踏まえた省全体としての再発防止対策を平成２５年３月に取りまとめた。

２）再発防止対策

国土交通省として、高知の入札談合事案を、単に一整備局の一部の事務所の起こした不祥事、あるいは高知県の一部の建設業者が引き起こした問題として矮小化することなく、全職員が自らの問題として捉えた上で、組織全体で、再発を確実に防止するために効果的な措置を講ずる必要があることから、再発防止対策検討委員会による事象の要因・背景の分析を踏まえ、入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の責任に委ねるのではなく、地方局トップを先頭に、組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘

み取り、防止する組織風土に変えていく措置、また、高知の入札談合事案を踏まえた地方局全体の総点検とこれまでの談合事件等の不正事案を契機として講じてきた再発防止対策の効果の検証を踏まえ、以下の再発防止対策を講ずることとした。

1 コンプライアンス推進の強化

- (1) 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置
- (2) コンプライアンス・アドバイザー委員会の設置
- (3) 違法性の認識に関する研修の徹底
- (4) 意識改革に向けた取組
- (5) 不当な働きかけに対する報告の徹底
- (6) 地方整備局幹部への任用前における適格性の厳正な評価

2 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

- (1) 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し
- (2) 総合評価落札方式における評価の厳正な運用
- (3) 情報管理の徹底

3 ペナルティの強化

- (1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ
- (2) 誓約書の提出者に対する措置の強化

4 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

- (1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等
- (2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化
- (3) 抜き打ち本省特別監察の実施
- (4) 談合疑義案件に対する厳正な対応

5 再就職の自粛要請

6 再発防止対策の周知

各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局における、1 (6)、3 (1) (2)、4 (3)を除くこれらの取組の実施状況について監察した。

3) 入札談合行為防止対策への取組状況

①コンプライアンス推進本部等の設置・運営の状況

高知県内事案報告書が求める再発防止対策は、以下のとおり。

「地方整備局長を本部長とするコンプライアンスに関する事項を審議・推進する機関を設置するものとする。コンプライアンス・内部統制を強化するため

の年度推進計画の策定、推進状況の点検・分析及びその結果を取り組みに反映させることによる継続的な改善を図る。

このため、コンプライアンス推進本部は、地方局幹部が行う日々の業務管理の一環として、毎月1回以上開催し、これに参画させる事務所長が行うコンプライアンスの推進状況の報告を受け、再発防止対策等の取組について検証・指導を行うものとする。

また、コンプライアンス推進本部の活動を補佐し、コンプライアンス・内部統制業務を推進するための体制の整備（コンプライアンス推進室、各部署にコンプライアンス推進責任者を配置）を行う。」

コンプライアンス推進本部の設置については、平成24年11月9日官房長通知により、各地方整備局及び北海道開発局に対し、日々の業務管理の一環として、毎月1回以上開催し、再発防止対策等コンプライアンスの推進を計画的かつ継続的に検証・改善していくため、その設置を指示したところである。各地方整備局において、同月に速やかに推進本部規則を策定し、11月より活動を開始していた（北海道開発局においては、平成21年3月に局長をトップとするコンプライアンス推進本部を既に設置するとともに、所要の活動を行っていた）。活動内容としてはコンプライアンス推進室の設置、発注者綱紀保持規程の改正、年次のコンプライアンス推進計画の策定、コンプライアンス・アドバイザー委員会の設置等の体制整備を行っていた。また、各事務所長等が推進本部会議に参画し、各事務所のコンプライアンスの推進状況の報告を受ける取組も漸次進めていた。

特に、北陸地方整備局では、事務所長等のコンプライアンス推進本部への参画を重視して、年度内に全ての事務所等からの報告を一巡させる計画で進めていた。北海道開発局、中部地方整備局及び四国地方整備局においても年度内に全ての事務所長等から報告を受ける計画を進めていた。

関東地方整備局では、平成25年度中に全事務所長から、コンプライアンス推進本部や本局の実施する一般監査において、各事務所における応札状況に対する事務所長の所感をヒアリングすることとしており、事務所発注工事の落札率や落札業者の傾向について事務所幹部が主体的に考える機会を設けていた。

沖縄総合事務局においては、高知県内事案報告書の決定後に取組を開始しており、平成25年3月に推進本部規則を決定し、その後コンプライアンス・アドバイザー委員会規則の策定など随時対策を進めていた。

②年度推進計画の策定等状況

各地方整備局及び北海道開発局において、平成24年度、平成25年度のコンプライアンス推進計画（北海道開発局においては、平成24年度はコンプライアンス強化計画）を策定していた。沖縄総合事務局では、平成25年度のコンプライアンス推進計画を9月中旬にコンプライアンス・アドバイザー委員会に諮る予定で進めていた。

推進計画の実施状況については、各推進本部の会議において、事務所長等が実施状況の報告を行い、また、定期的に進捗状況について本局に報告するなどの取組を進めていた。さらに、各職員への浸透状況把握のため、アンケート調査やeラーニングの活用によるチェックを行う取組や、これらの調査分析結果を推進計画等にフィードバックする取組等がなされていた。

近畿地方整備局においては、管内事務所を7ブロックに分割し、ブロック単位でのコンプライアンスチーム会議（年3回）を開催したり、複数事務所の職員が対等の立場で相互に取組状況をチェックし合うコンプライアンストレーニング（年3回）を開催したりしており、また、これには、本局から調査官や適正業務指導官も参加し、コンプライアンスに関する積極的な意見の交換を実施していた。各事務所等の職員一人一人の意識を高める取組を、きめ細かく、丁寧に、そして継続的に実施してきていると言える。

③コンプライアンス・アドバイザー委員会の設置状況

高知県内事案報告書が求める再発防止対策は、以下のとおり。

「地方整備局ごとに外部有識者で構成する委員会を設置し、業務運営についての意見を反映させて改善を図るものとする。」

各監察対象機関において、コンプライアンス・アドバイザー委員会（北海道開発局においてはコンプライアンス第三者委員会）が設置されており、未開催であった沖縄総合事務局を除いては、コンプライアンス推進計画等に意見や提案を反映させていた。四国地方整備局では、コンプライアンス・アドバイザー委員の入札契約手続への理解促進のため、事務所において、入札・契約手続運営委員会の模擬開催を視察する等を行っており、また、北海道開発局では、コンプライアンス第三者委員会委員会メンバーが、開発建設部等を訪問し、取組状況の説明を受けたり、実務担当者と意見交換を行ったりするなど、コンプライアンス・アドバイザー委員会又はコンプライアンス第三者委員会の委員に現場の取組を知って頂くとともに現場職員と意見交換する機会を設けている。

コンプライアンス・アドバイザー委員会等の議事については、各地方整備局と北海道開発局のホームページにて公表されていたが、公表内容は委員からの質問や意見のみであった。コンプライアンス・アドバイザー委員会等において、実際に回答した内容や、その後、実施した対応策があるならば、可能な範囲でそれらを公表すると、国民にとって各地方局の前向きなコンプライアンスの取組について理解を深める機会となるので、その方が好ましいと考えられる。

④ホームページでの公表状況

高知県内事案報告書が求める再発防止対策は、以下のとおり。

「地方整備局長をトップとするコンプライアンス推進本部によるモニタリングを実施するとともに、コンプライアンスに関する取り組みについてホームページで公表し、透明性の確保を図るものとする。」

各地方整備局及び北海道開発局とも、ホームページにてコンプライアンスへの取組について公表していた。中国地方整備局と九州地方整備局ではトップページが目立つ位置に大きいバナーを設けるなどの工夫により、容易に情報へのアクセスが可能となっていた。北海道開発局はトップページの「お知らせ」の中に「※コンプライアンスへの取組を掲載しました。」とリンクを設けていた。また、四国地方整備局でもトップページに「コンプライアンスの取組」とリンクを設けており、ワンクリックで情報ページへ移動できるよう工夫されていた。

⑤違法性の認識の把握状況

高知県内事案報告書が求める再発防止対策は、以下のとおり。

「今回関与した副所長は、入札関連情報の漏洩について、守秘義務違反として違法性の認識はあったものの、入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識が薄く、人事処分の重さ、刑事罰の対象となり得ること、共同不法行為としての損害賠償請求対象となること等の認識が希薄だったと言わざるを得ない。また、研修等を受講していても「身近な話と思わなかった」などその効果が浸透していなかった面がある。」

各地方整備局及び北海道開発局において、職員の入札談合等関与行為防止法上

の違法性の認識の確認のためのセルフチェック等を行っていた。また、北海道開発局、東北地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局及び九州地方整備局ではeラーニングシステムを導入し、効率的に状況の把握を行っていた。また、北海道開発局では、結果について、コンプライアンス通信やイントラネットの活用、職場内ミーティングで周知するなど職場にフィードバックしていた。

⑥研修の内容及び手法に関する取組状況

高知県内事案報告書が求める再発防止対策は、以下のとおり。

「今後の研修の内容については、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させることが必要である。

また、研修の手法についても、一方的な講義方式ではなく、今回の事例を含む具体事例を基にしながら、自分の身近な問題として研修生同士が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式、eラーニングによるポイント学習方式、理解度テストの活用等を積極的に採り入れる必要がある。」

各地方整備局及び北海道開発局において、懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等に関する内容を含む講義・演習やグループ討議を導入した講義・演習が行われていた。沖縄総合事務局では、違法性の認識に関する研修や、発注者綱紀保持に関する研修を実施していた。東北地方整備局、関東地方整備局、中国地方整備局、四国地方整備局及び九州地方整備局では、ワールドカフェ等研修員同士のグループ討議を導入した取組が見られた。

近畿地方整備局の特色ある取組として、コンプライアンス・ミーティングの題材を、職員が身近な問題と感じ活発な意見交換ができるように、本局の適正業務指導官チームが、具体の事例を基にしながら、様々な工夫を加え、「ストーリー性」のある題材を作成していた。

四国地方整備局では、平成25年度コンプライアンス推進計画においてコンプライアンス・ミーティングを毎月1回開催することとし、全員が参加できるよう毎月複数回に分けて実施したり、欠席者は他の所属のミーティングへ参加させたりすることにより、100%の出席率を目指した努力と工夫をしていた。中国地方整備局では、研修、コンプライアンス・ミーティングの参加率については「99%なら良い」というような「パーセンテージの仕事」はせずに、あくまで全員が一人残らず参加することを目標にして、職員一人一人の研修受講履歴を作成し、個人ごとの状況を把握していた。

中国地方整備局及び四国地方整備局の適正業務指導官は、相互に交流して、講習会で講義を行い、現地の状況を直に聞くようにしていた。北陸地方整備局では、本局担当者が事務所に出向き、国家公務員倫理や発注者綱紀保持に関する講義を行う「出前講座」の取組により、各々の職員が複数回の研修等を受講できる体制を確保していた。関東地方整備局では、自己の職責を認識し、自ら考えて社会的要請に応えることのできる職員を育成するため、職員のスキルアップに力を入れており、技術エキスパート制度や技術エキスパート研究会により、職員の技術的専門知識と応用能力を向上させる活動を組織として積極的に推進していた。

さらに、関東地方整備局では、発注者綱紀保持マニュアルについて、ポイントとなる事項をキャッチフレーズや事例等により分かりやすく説明するとともに、過去における問題事例も引用しながら、職員が不祥事に手を染めた場合には、本人、職場、家族へ多大な影響があることを解説し、職員に情報管理の徹底を促していた。

⑦何年か毎に繰り返し研修を受けられる体制づくりの状況

高知県内事案報告書が求める再発防止対策は、以下のとおり。

「各地方局の研修と国土交通大学校の研修を有機的に連携させることにより、研修対象定員を増やし、また、一人の職員が何年か毎に繰り返し倫理研修を受けるような体制を作り、年月の経過とともに違法性の認識が希薄にならないようにする必要がある。」

北海道開発局、中部地方整備局、近畿地方整備局、四国地方整備局及び九州地方整備局では、局で行う全ての研修においてコンプライアンス関連の講義を原則設けており、より多くの職員がコンプライアンス関連講義を受けられるようにしていた。他の地方整備局及び沖縄総合事務局においても、可能な限りにおいて研修、コンプライアンス・ミーティング、出前講座などにより、職員が繰り返し研修等を受けられる環境の整備に努めていた。

⑧意識改革に向けた取組の状況

高知県内事案報告書が求める再発防止対策は、以下のとおり。

「今回関与した副所長は、前任者の情報漏洩を指摘できないばかりか、自らも同様の情報漏洩を引き受け、違法行為をかばい合うという結果に陥っていたと指摘せざるをえない。このことを踏まえ、副所長の「業界対応窓口」としての役割

の見直し（発注者綱紀保持規程においては、所長が責任者であり、所長ほか組織としての対応の一環であるべき）、業者との接触ルールの特明確化・徹底、部門別の人事配置について専門性を踏まえつつできるだけ柔軟にするとともに、副所長及び所長その他相談を受ける本局の幹部職員を対象にした研修、地方局幹部による事務所等の現場職員との率直なコミュニケーションの機会の増加等を通じて、今回の事案の発生の特背景・原因を踏まえた抜本的な意識改革を行うことが必要である。また、副所長室の特可視化、大部屋化等を行うとともに、業者との対応は、執務室の外に、オープンな接客室を設けて、外からも容易に見えるようにするなど「目に見える形」で職場環境の改善を実施するものとする。」

-1 副所長の役割の見直し、業者との接触ルールの特明確化・徹底の状況

各監察対象機関で発注者綱紀保持規程により、個室での業者対応を禁止し、受付カウンターなどのオープンなスペースで複数の職員による対応を行うようにルール化していた。また、コンプライアンス・マニュアルや文書によりその運用について具体的に説明し、理解の徹底に努めていた。

-2 「目に見える形」での職場環境の改善の状況

各監察対象機関で、局幹部が現地視察などで事務所等に出た際に事務所等の職員とのコミュニケーションや意見交換を行うよう努めていた。特に北海道開発局、中部地方整備局、四国地方整備局及び九州地方整備局では局幹部が事務所等へ出向く機会を積極的に増やし、本局、事務所等の意識の共有の強化に努めていた。

また、各地方整備局及び北海道開発局で、各事務所等において副所長（北海道開発局においては開発建設部次長）の個室の廃止と相部屋・大部屋化を進めていた。沖縄総合事務局ではドアの常時開放により可視化に取り組んでいた。

-3 副所長及び所長その他相談を受ける本局の幹部職員を対象とした研修等の実施状況

各地方整備局及び北海道開発局において、所長会議や副所長会議など、本局に事務所等の幹部が集まる機会を捉えて、局幹部や外部講師から違法性の認識に関する講話等を行い、啓蒙を進めており、また、管理職員向けの講習会、勉強会や出前講座などを開催し、高知の入札談合事案の調査報告書の説明を局幹部、外部講師により行っていた。

東北地方整備局、四国地方整備局及び九州地方整備局では、コンプライアンス・インストラクター制度やコンプライアンス指導員制度を積極的に活用し、事

務所副所長の指導力向上に取り組んでいた。

特に九州地方整備局では、事務所等で実施される講習会等で講師等として指導する役割を担うコンプライアンス・インストラクターを、これまでも技術系職員を含めて34名養成していたが、新たに38名を養成し、計72名体制と拡充し、講習会等の実施を充実させ、また、コンプライアンス・インストラクター研修を開催した際の研修の様子をDVDに収録し、各地整等に配布するなど広く活用していた。

⑨ 不当な働きかけに対する報告の状況

高知県内事案報告書が求める再発防止対策は、以下のとおり。

「入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのでなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていくことが必要不可欠である。

このため、入札契約に関する業務について事業者等から不当な働きかけを受けた場合には、毅然と対応するとともに、その内容の記録、直属の上司及び組織管理の責任者である局長への報告を義務づけるものとする。

また、職員が組織内の不正行為に気付いた場合においても、同様に、直属の上司及び局長への報告を義務づけるものとする。

このことを徹底させるため、地方局の局長自らが管下の全職員に呼びかけるものとする。」

-1 入札契約に関する業務について事業者等からの不当な働きかけに関する記録、局長への報告の状況

各地方整備局及び北海道開発局において、不当な働きかけに対する伝達経路について、発注者綱紀保持規程、発注者綱紀保持マニュアルに明示化されており、コンプライアンス・ミーティングやコンプライアンスカードなどの工夫により職員への周知を図っていた。沖縄総合事務局においては、発注者綱紀保持規程の改正が遅れていたが、今後コンプライアンス推進計画やコンプライアンス推進マニュアルなどの整備と併せて進める予定としていた。

-2 組織内の不正行為の気づきに関する局長への報告の状況

各監察対象機関ともに内部からの報告の実績は無かった。

⑩予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直しの状況

高知県内事案報告書が求める再発防止対策は、以下のとおり。

「予定価格の作成を入札書の提出後に行うこととするとともに、入札書と技術提案書を同時に提出させることとする。

また、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両者の情報を知る機会や知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図るものとする。

技術提案書における業者名のマスキングについては、これまでも実施されてきたところであるが、今回の入札書と技術提案の同時提出、情報管理の徹底等不正が発生しにくい制度への見直しに取り組む中で、企業名のマスキングの必要性について過度な事務負担となっていないか検証していく必要がある。」

-1 入札書と技術資料の同時提出方式の試行の状況

「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しに係る試行の実施について」（平成24年12月28日各地方整備局及び北海道開発局あて地方課長等通知）において、24年度（困難な場合は25年度早期）に施工能力評価型方式を適用する工事で、3億円未満の一般土木工事（＝事務所発注）を対象に各事務所1件実施することを通知している。各監察対象機関においては、平成24年12月から平成25年1月にかけて、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しに係る試行工事の実施について」により事務所等へ指示し、各事務所等1件以上の試行に取り組んでいた。四国地方整備局においては、平成25年6月以降、各事務所（港湾空港関係を除く）における3億円未満の発注工事全てについて試行するなど積極的に取り組んでいた。

また、試行開始時点では入札契約システムが、同時提出方式に対応していなかったが、同時提出方式に対応した入札契約システムを平成25年11月19日より運用開始している。北海道開発局では、過去の不祥事案を踏まえ、従前より予定価格の作成時期を入札締切後に実施し、開札後に技術審査を行う取組や、技術提案の審査において企業名のマスキングを行って審査する取組を試行してきた。

-2 入札契約手続運営委員会の状況

マスキングについては「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しに係る試行の実施について」（平成24年12月28日各地方整備局及び北海道開発局あて地方課長等通知）により指示している。各監察対象機関で行う入札・契約手続運営委員会等において配布される資料について、マスキング等に

より、委員に業者名が分からない形で技術資料及び施工計画の審査が行われ、委員会終了後に資料の回収などを行っていた。

また、マスキング作業が現場発注担当職員の過度な事務負担につながっていないかという点については、入札書と技術資料の同時提出や情報管理の徹底など、不正が発生しにくい制度の導入にともない、真にマスキングが必要な書類にのみ対象を限定するなど、本省の担当部局において、今後の方針について、各地方整備局、北海道開発局の試行結果等を踏まえて、検討を行うことが必要である。

-3 積算及び技術評価の両者の情報を知る者の限定等の状況

監察を行った各事務所等で積算と技術評価の両方の情報を知る者の限定が行われており、知る時期の後倒しが行われていた。予定価格の算出は、入札締切後としており、また、予定価格の作成や予定価格調書の作成は管理職が行っていた。

一方、情報を知る者が限定されることによって、当該職員の責任や負担が増大することに対する懸念も一部見られた。

⑪総合評価落札方式における評価の加点の対象外とする運用の状況

高知県内事案報告書が求める再発防止対策は、以下のとおり。

「談合業者に係る総合評価落札方式における評価については、談合により受注した工事に係る施工実績、工事成績及び優良表彰は、加点の対象としないものとする。

なお、他の発注機関が発注した工事に係る談合についても同様の扱いとし、公正取引委員会等に情報提供の協力を求めつつ、厳正な運用に努めるものとする。」

「高知県内の入札談合事案を踏まえた総合評価落札方式における評価の厳正な運用に係る当面の対応について」（平成25年2月6日大臣官房地方課公共工事契約指導室長、技術調査課建設技術調整官事務連絡3月13日一部改正）が四国地方整備局に対し発出されており、同整備局では、談合期間中に受注した工事に係る施工実績、工事成績及び優良表彰は、総合評価落札方式における加点の対象としないよう指示しており、同整備局内において周知されていた。

⑫予定価格等の管理方法及び管理責任者に関する明確化・ルール化等の状況

高知県内事案報告書が求める再発防止対策は、以下のとおり。

「予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの機

密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化を行うものとする。

また、機密情報が含まれる文書の保管に当たっては、電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなど情報管理の徹底を図るものとする。」

情報管理の徹底については、各監察対象機関で「高知県内の入札談合事案に関する調査報告書を踏まえた再発防止対策の徹底について」（平成25年3月29日大臣官房人事課長、地方課長、技術調査課長、官庁営繕部計画課長、北海道局総務課長、予算課長通知）に基づきルールの制定及び通知が行われていた。また、各地方整備局及び北海道開発局では発注者綱紀保持規程において、局長、事務所長（北海道開発局にあつては局長、開発建設部長及び事務所長）を情報管理総括責任者と定め、情報の種類ごとに情報管理責任者及び当該情報を業務上取り扱う者を指定し、発注事務に関する情報を適切に管理していた。

沖縄総合事務局においても、発注者綱紀保持規程の改正作業中ではあるものの、情報を取り扱う者を指定し、発注事務に関する情報を適切に管理していた。

⑬事務所ごとの応札状況の傾向等の公表状況

高知県内事案報告書が求める再発防止対策は、以下のとおり。

「入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するなど透明化・情報公開を強化するものとする。

- ・事務所ごとの一般土木工事の落札率（月平均同年平均）の公表
- ・事務所ごとの一般土木工事の業者別年間受注額・受注割合の公表」

各地方整備局及び北海道開発局において、「月次入札状況のデータ作成及び提出並びに入札結果データの公表について」（平成25年3月29日。大臣官房地方課、大臣官房技術調査課、港湾局総務課、港湾局技術企画課、北海道局予算課事務連絡）に基づき、各ホームページにおいて、情報の公開を行っていた。

⑭地域の建設業者を含む関係方面への再発防止対策の周知等の状況

高知県内事案報告書が求める再発防止対策は、以下のとおり。

「今回講ずる再発防止対策の実効性を高めるため、地域の建設業者を含む関

係方面に対して、対策の趣旨、内容等について周知し、理解を求めるものとする。」

各地方整備局及び北海道開発局において、各地域の建設業協会等の団体との会議において説明を行っていた。東北地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局及び四国地方整備局では、有資格業者に対して、資格登録通知の際にパンフレット等を同封し、周知を図っていた。

また、北海道開発局、関東地方整備局、中部地方整備局及び中国地方整備局では、地方公共団体等へも説明を行っていた。

（３）国家公務員倫理その他のコンプライアンス徹底に関する取組

１）コンプライアンスの各種対応窓口設置等の状況

① コンプライアンスの各種対応窓口の設置等の状況

各監察対象機関においては、本省からの通知等に基づき、国家公務員法、国家公務員倫理法、発注者綱紀保持規程、官製談合防止法、セクハラ・パワハラ等の各種窓口が設置され、またそれぞれの窓口の責任者及び担当者の指名がなされていた。（表Ⅱ－１）

Ⅱ－１ コンプライアンスの各種対応窓口設置等の状況

担当者の指名	東北地方整備局	関東地方整備局	中部地方整備局	中国地方整備局
倫理関係	人事計画官	人事課 建設専門官、 人事係長	人事計画官、 人事企画官	人事計画官 、人事企画官
発注者綱紀保持関係	適正業務指導官	適正業務指導官	適正業務指導官	適正業務指導官
官製談合関係	適正業務指導官	適正業務指導官	適正業務指導官	適正業務指導官
セクハラ関係	セクハラ相談員	人事計画官、 人事企画官	人事計画官、 人事企画官	セクハラ相談員、人事計画官、人事企画官
パワハラ関係	人事計画官	人事計画官、 人事企画官	指導官、 人事企画官	人事計画官、人事企画官
その他				
統一窓口			適正業務指導官	人事計画官、人事企画官 適正業務指導官

担当者の指名	北陸信越運輸局	中部運輸局	近畿運輸局	九州運輸局
倫理関係	人事課長	人事課長	総務部長	総務部長
契約手続関係	総務課長	人事課長	総務部長	総務課長
セクハラ関係	人事課長、 国際観光課長	セクハラ相談員	職員苦情 相談員	セクハラ苦情 相談員
パワハラ関係	人事課長	統一対応窓口	職員苦情 相談員	セクハラ苦情 相談員
その他			職員苦情相談 員	
統一窓口		職員苦情相談 員		

② コンプライアンスに関する統一対応窓口を設置している場合の職員への周知状況

中部地方整備局及び中国地方整備局においては、統一対応窓口が設置され、内部窓口及び外部窓口の担当者が指名されており、また、職員がいつでも通報等ができるようイントラネットにその趣旨を掲載し周知していた。

なお、中部運輸局においては、内部職員用の統一窓口が設置され、担当者が指名されていた。

③ コンプライアンスに関する統一対応窓口を設置していない場合の理由等

東北地方整備局、関東地方整備局、北陸信越運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局においては、統一対応窓口を設置していなかったが、これは個別事案に応じて、それぞれの部署で対応してきており、そのことで特段の問題が生じていないためということであった。

2) コンプライアンス徹底のための指導等の状況

① 国家公務員法等の周知・指導状況

- (i) 各監察対象機関においては、国家公務員倫理法等及び関係する通知等については、文書による通知、電子メールによる伝達、各種の会議の場での

啓発、イントラネットへの掲載に加え、各種研修における受講科目への組み込み、コンプライアンス・ミーティングにおける意見交換等の実施を通し、身近な問題として意識させるよう工夫していた。

- (ii) 各監察対象機関においては、有資格事業者等に対するコンプライアンスの周知や協力要請については、有資格事業者等に対し、契約担当課を通じ、国家公務員倫理法・倫理規程関係、公務員倫理ホットライン及び発注者綱紀保持に関するパンフレットを配布し、また、局ホームページにコーナーを設け、周知していた。

② 再就職等規制に関する制度の周知・指導状況

各監察対象機関においては、「国家公務員の再就職等規制に関する制度について」の件名にて官房長通知を、リーフレット、パンフレット及び大臣コメントと合わせて掲示板、イントラにて周知し、また、各種会議で関係資料を配布し、指導していた。

③ 倫理に係るセルフチェック等の実施状況

セルフチェックについては、平成23年度及び24年度、各監察対象機関で実施率に大きな差がみられた。実施状況は（表Ⅱ－２）のとおりである。

表Ⅱ－２ セルフチェックの実施状況

機関名	実施の内容等
東北地方整備局	平成23年度、24年度ともに100%実施され、平成24年度には前年度の所属毎の受講率等について分析を行い、その結果について綱紀保持委員会の場で報告し、各設問の正答率の低かった設問の解説をイントラネットへ掲載し、職員の知識向上を図っていた。研修においては、正答率が低かったものに限らず、事例を多数紹介し、どのようなことが違反となるのか具体的に理解できるよう工夫していた。
関東地方整備局	平成23年度、24年度ともに100%実施され、全員に配布していたが、その回収は行っていなかった。
中部地方整備局	平成23年度、24年度ともに100%実施され、実施結果についての分析を行い、正答率を分析し、倫理法・倫理規程にお

	ける理解度が低いポイントを把握していること、その分析結果をイントラに掲載することで、倫理法・倫理規程の理解の促進を図っていた。また、正答率が低い問題について、研修を通じ職員へ周知・徹底を図っていた。
中国地方整備局	平成２３年度の実施率が７０％弱だったところを、２４年度には実施期間を長くしたり、実施率の低い事務所には再度の実施依頼を行うことにより、９８％まで実施率が向上した。また、平成２４年度実施分において正解率の低かった問題については、次回のセルフ・チェックにおいても出題したり、翌年度の出前講座等において、フォローアップ等を予定していた。
北陸信越運輸局	平成２３年度８２．８％、２４年度８１．９％であった。結果の分析と活用状況については、各職域に応じたチェック問題の中から、特に誤答の多かった問題をピックアップし、改めて正解と解答について公表・周知するとともに、実施結果を改めてイントラに掲載したり、各所属を通じ周知していた。
中部運輸局	平成２３、２４両年度とも１００％実施され、階層別にその分析を行い、職員の理解度の把握を行うため、正答率の低い設問を報告させ、セルフチェックシートの階層種別毎に「理解度が低かった理由」等を取りまとめていた。
近畿運輸局	平成２３年度は９６．９％、２４年度は１００％の実施率であった。実施結果については、平成２３年度については、実施結果の分析を行い、正答率が低い質問に対するフォローアップを行っていた。
九州運輸局	平成２３年度、２４年度とも１００％実施され、特に２４年度分はチェックシートから正解率等を計算しグラフ化するとともに、正答率の低い問題及びその解説と併せてイントラネットに掲載していた。

※ 今年度の監察対象機関のみ記載。

④ コンプライアンス・ミーティング等の実施状況

コンプライアンス・ミーティングについては、東北地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局及び中国地方整備局では、平成２３年度及び２４年度において各地方整備局の実施率に大きな差がみられた。２４年度は概ね高い実施率で行われていた。

実施状況は（表Ⅱ－３）のとおりである。

表Ⅱ－３ コンプライアンス・ミーティングの実施状況

年度 機関名	２３年度		２４年度	
	出席率	開催回数	出席率	開催回数
東北地方整備局	85%	１回	87%	１回
関東地方整備局	31%	１回	97%	２回
中部地方整備局	94%	２回	97%	２回
中国地方整備局	82%	４回	83%	４回

※本局のみ集計。

東北地方整備局では、出席率が平成２３年度、２４年度ともに８０％台であったが、過去の不祥事例等のケーススタディ用ＤＶＤを活用しながら、具体的な事案を想定したテーマを設定し、当該テーマに対し討論形式によるミーティングを実施し、職員一人一人の理解が深まるよう工夫し、ミーティングを複数回に実施日程を分けて行うなど、各所属職員が参加しやすいよう工夫をしていた。

関東地方整備局では、過去の不祥事の事例、事務所内において生じた問題事例、社会における事件・事故情報など、日常の情報の中からミーティングのテーマを選択することにより、職員の関心が深まるよう取り組んでいた。

中部地方整備局では、出席率が平成２３年度から２４年度にかけて９３．６％から９７％と上昇し、欠席者にも後日、所属長等が個別に詳細に説明を行うことでフォローし、所属職員全員に周知されるように工夫をしていた。

中国地方整備局では、職員配布資料に加えて「司会者手持ち資料」を作成・配布しており、また、ミーティングで出てきた意見や質問に対する回答を本局で作成し、全事務所にフィードバックを行っていた。

コンプライアンス・ミーティングは、職員の意識向上に資するだけでなく、職場のコミュニケーションを深める上でも重要な機会となるものである。さらには、職場の環境や仕事の進め方に対する意見の提供や職員のモチベーションの確保に役立つ場合があり、各地方整備局では、コンプライアンス・ミーティングの実施に当たっては、工夫を凝らして取り組む必要がある。

⑤ コンプライアンス指導者等の養成・指導内容の状況

コンプライアンス指導者等の養成状況については、東北地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局及び中国地方整備局では担当者を指名し、当該者を対象に講義、勉強会を実施して人材を養成していた。

東北地方整備局では、本局及び事務所での指導者となるべき職員を養成するため、コンプライアンス・インストラクター養成セミナーを平成25年9月に開催し（参加者17名）、総勢54名になった。

関東地方整備局では、毎年度の事務副所長・総務課長会議での説明及び倫理法を熟知した事務副所長・総務課長が各事務所での倫理法を講義する指導者となっていた。また、事務官・技官共に新任管理職研修等でもコンプライアンスの重要性について再認識してもらう工夫をしていた。

中部地方整備局では、平成25年度は、コンプライアンス・インストラクターの役割を整理し、役職指定による人選を行っていた。また、外部講師による講習会を受講後、インストラクターとして職務命令を行い、責任感を持って、コンプライアンス指導者として積極的に役割を果たすよう措置していた。

中国地方整備局では、事務所内におけるコンプライアンス講習会等の指導ができる「コンプライアンス指導者」の育成のため、平成21年度以降において事務所副所長（事務及び技術）を対象にした管理職研修を、さらに平成22年度以降は、事務所課長（事務及び技術）を対象にしたコンプライアンス・セミナーを毎年、実施していた。

⑥ 本局による出先事務所等への取組状況等の巡回指導

関東地方整備局では、平成23年度に38事務所、24年度には33事務所に適正業務指導官が出向いて指導を行っていた。

中部地方整備局では、本局幹部が各ブロック会議において、コンプライアンス全般の指導を行っていた。

中国地方整備局では、平成25年度コンプライアンス出前講座の際、本局コンプライアンス担当者と事務所副所長との間でコンプライアンス等に関する意見交換（事業者との対応、職員とのコミュニケーション等）を行っていた。

⑦ 本局・事務所の業務運営方針等におけるコンプライアンスの位置付け

東北地方整備局では、本局においてコンプライアンス推進本部を毎月開催し、綱紀保持委員会を年1回以上開催していた。また、事務所において綱紀粛正委員会を第1四半期、倫理週間等年2回以上開催していた。

関東地方整備局では、平成24年4月には、「関東地方整備局職員行動基準」及び「コンプライアンスに関する基本事項」を、平成25年3月には「関東地方整備局コンプライアンス推進指針」をそれぞれ策定し、その周知・浸透を通じて、法令遵守、社会的常識の遵守に加え、当該整備局に対する社会的要請への貢献をも含んだ広い意味でのコンプライアンスについて、その実現を図っていた。

⑧ 請負契約業務におけるコンプライアンスの徹底

近年発生している不祥事案は、契約の締結や変更等の手続きに関するチェックが働いていないことも原因の一つと考えられることから、「当面の再発防止対策」で定められた変更契約に係るチェックの強化等について、監察を実施した。

東北地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局及び中国地方整備局ともに、大幅な変更契約をしようとするときは、本局の事前確認を得ることとしていた。また、東北地方整備局等は、契約変更事務の的確な実施に資するため、自らのホームページに「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」を掲載し、周知を図っていた。

3) コンプライアンス対応窓口等における報告・相談等の状況

各監察対象機関においては、職員からの届出の受理及び申請に対する承認等の手続きは適正に行われていた。職員からの相談は年間十数件程度の実績であり、報告等は、数十件に及ぶ局もあるが、これは賀詞交換会等の懇親会の出席に関する届出であった。

コンプライアンス対応窓口における通報等については、平成24年度に（表Ⅱ－4）のとおり報告・相談等があり、事実関係を調査した結果、所定の手続きに則り、内規に基づく処分等が行われていた。九州運輸局では、処分後に全職員に対し、違反となる事案を周知し、改めて注意喚起を行っていた。

なお、国家公務員倫理法等違反行為に係る処分については、平成24年度は国家公務員全体で63名（懲戒処分22名、矯正措置41名）（国家公務員倫理審査会公表）となっており、依然、国家公務員に対する国民の目には厳しいものがある状況である。

表Ⅱ－４ コンプライアンス対応窓口における報告・相談等の状況

項目	内訳	東北 地方 整備 局	関東 地方 整備 局	中部 地方 整備 局	中国 地方 整備 局	北陸 信越 運輸 局	中部 運輸 局	近畿 運輸 局	九州 運輸 局
倫理管理官の処理する事務	届出	0	0	0	1	0	1	0	1
	承認	0	1	2	0	0	1	0	2
	職員からの相談	10	1	8	0	0	1	0	0
	贈与等	1	143	72	6	274	281	537	503
	株取引等	0	0	0	0	0	0	1	0
	所得等	3	0	0	1	0	0	0	0
	処分	0	0	1	0	0	0	0	0
	公表	0	0	1	0	0	0	0	0
倫理法に抵触したと思われる 行為に係る通報	職員からの情報提供	0	0	0	0	0	0	0	0
	外部からの情報提供	0	0	0	2	0	0	1	1
	処分	0	0	1	1	0	0	0	1
	公表	0	0	1	0	0	0	0	1
発注者綱紀保持規程等に抵 触する事案に関する報告	内部	0	0	1	0	0	0	0	0
	外部	0	0	0	0	0	0	0	0
事業者等からの不当な働き かけに係る報告		0	0	0	0	-	-	-	-
セクハラ	内部	0	2	0	2	0	0	0	0
パワハラ		0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0	0

※ 今年度の監察対象機関のみ記載。

４）退職予定者への指導状況

退職予定職員に対しては、各監察対象機関とも退職者の視点での国家公務員倫

理法・倫理規程、入札談合等関与行為、再就職規制制度などについて、説明・指導するとともに、退職後に入札談合行為への関与など国民の疑惑を招くような行為をしない旨の「確認書」を提出させていた。

5) コンプライアンス徹底のための局としての独自の取組等

コンプライアンスを徹底するための取組は、不祥事案が発生するたびに策定された再発防止対策や各局での独自の取組などがあるが、長い期間にわたって取り組まれていることもあり、マンネリ感が生じたり、危機感が風化したりするおそれもある。そのため、各監察対象機関においてコンプライアンスの徹底のための特に取り組んでいること、取組の工夫ぶりについて監察を行った。

東北地方整備局では、綱紀粛正の徹底、不祥事等の発生 of 未然防止及び発生後の迅速な対応を図ることを目的として、本局では昭和53年から「綱紀保持委員会」を、各事務所では昭和59年頃から「綱紀粛正対策委員会」を設置し、後者については、年2回以上開催し、コンプライアンスの周知徹底等を図っていた。

関東地方整備局では、各部、各事務所へコンプライアンスメールを配信し、最新のコンプライアンスの動きなどについて解説を交えながら、コンプライアンスの必要性について職員に周知していた。

中部地方整備局では、事務所毎にコンプライアンス推進室を設置し、平成25年度から、その指名された推進室長が、より身近なミーティングテーマを設定し、実施方法等を作成し、所属長に指導を行い、実施することに変更していた。

中国地方整備局では、イントラネットの「コンプライアンス関係」のバナーを充実させ、所属職員に対し、コンプライアンス関係の最新情報を迅速に提供していた。また、パソコンの立ち上がり時に、コンプライアンス遵守メッセージを二週間に一回、提示していた。

(4) 個人情報の保護に係る取組

① 個人情報の管理体制の構築状況

各監察対象機関においては、保護管理者の代理、保護担当者の代理をそれぞれ適正に指名していた。

② 保有個人情報の安全確保上の問題への対応状況

(i) 事案の報告及び再発防止措置等

個人情報指針において、保有個人情報の漏洩、滅失又は毀損等が発生した場合には、事案の発生した経緯や被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告し、その発生原因の分析及び再発防止のために必要な措置を講ずるとされている。また、事案の内容・影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずるものとするとしている。

平成22年度から平成24年度の3年間に東北地方整備局において1件、関東地方整備局において13件、中部運輸局において1件の保有個人情報の漏洩等の事案が発生し、それぞれ必要な措置を講じていた。

(ii) 自動車検査登録情報漏洩事案に対する再発防止策の取組状況

各監察対象機関においては、本省からの各種の通達を受けての検査登録業務関係の部署への周知、検査登録関係業務実施状況に係る自主点検の実施等、適切に行っていた。

（５）情報セキュリティに係る取組

① 国土交通省情報セキュリティポリシーに基づく体制等の整備の状況、システム管理者等の設置、連絡網の整備等

各監察対象機関においては、情報システムごとにシステム管理者を、課室ごとに情報セキュリティ担当者を設置し、連絡網を整備していた。

② 情報流出事案への対応

（ｉ）情報管理の周知徹底

情報管理の周知徹底については、行政事務情報の流出事案を受け、本省から発出された公文書や事務連絡等の通知により、各地方支分部局に周知されている。

なお、各監察対象機関においては、本省からの通知をイントラネットや掲示板への掲載、通知文書の発出、各種会議及び職員へのメール送信を通じて、職員へ周知していた。

（ii）情報の移送に関する許可

要保護情報の移送案件があった東北地方整備局、中部地方整備局、近畿運輸局及び九州運輸局においては、移送に係る許可手続を行っていた。

なお、関東地方整備局、中国地方整備局、北陸信越運輸局及び中部運輸局においては、移送に関する許可が必要な案件はなかった。

（iii）障害・事故等の発生時の報告、再発防止策等

障害・事故等については、平成２２年度から平成２４年度の間に、東北地方整備局において２件、関東地方整備局において３件あったが、それぞれ再発防止策を講じていた。

(6) 庁舎管理の状況

庁舎管理については、「国土交通省庁舎の管理に関する訓令」（以下「庁舎管理訓令」という。）に規定する手続きの遵守状況に関し、監察を実施した。

1) 庁舎管理体制の状況

各監察対象機関において、「総括庁舎等管理責任者による事務の総括の状況」、「庁舎の目的外使用許可の状況」、「庁舎における物品の販売等の許可の状況」及び「庁舎におけるビラ、ポスター等の掲示の許可の状況」に関し、監察を実施した。

関東地方整備局及び中部運輸局においては、庁舎管理訓令第2条第4項では、庁舎等管理責任者は、出張、疾病その他不在の場合に備えてあらかじめ代理者を選任しておかなければならないとされているところ、適切な代理者の選任が行われていなかった。

その他の監察対象機関においては、適切に行っていた。

2) 秩序維持の状況

各監察対象機関においては、庁舎における立入り制限等の措置、禁止、中止、退去命令及び撤去命令の実績がいずれもなかった。

3) 災害防止の状況

各監察対象機関において、「庁舎警備委託の状況」「火気の使用許可の状況」「火気責任者の配置の状況」「保安試験等の実施状況」「立ち入り禁止区域における必要な措置の実施状況」「施錠設備の整備状況」「鍵の保管方法についての定め状況」「施錠設備の状態についての点検の実施状況」「庁内巡回の状況」「災害及び非常の際に通報すべき官公署及び職員並びに通報手段の定め等の状況」及び「災害防止のための必要な設備の配置等の定め等の状況」に関し、監察を実施した。

各監察対象機関においては、庁舎管理訓令等に則り、必要な措置等を適切に行っていた。

（７）コンプライアンスの推進に関する各機関の長の取組【幹部職員に対する個別ヒアリングの実施結果】

平成２４年度より各地方整備局に局長をトップとするコンプライアンス推進本部が設置され、各事務所においても、所長がコンプライアンス推進責任者と位置付けられている（北海道開発局においては、平成２１年３月より、本局及び各開発建設部に局長及び各開発建設部長をトップとするコンプライアンス推進本部が設置されている）。組織のコンプライアンス・内部統制に関するマネジメントを推進していく上で、これら幹部職員自らが高い意志を持って、それを先頭に組織全体で取り組んでいくことが不可欠である。どのような考えを持って、どのように具体的な取組を行っているかを、幹部職員（表Ⅱ－５）に対し個別ヒアリングを実施した。

表Ⅱ－５ コンプライアンス徹底の取組に関する個別ヒアリングの対象者

対象機関名	対象者
北海道開発局 小樽開発建設部	局長、開発監理部長、事業振興部長 部長、次長（３）、技術管理官
東北地方整備局 岩手河川国道事務所	局長、総務部長、企画部長、総務部総括調整官（港湾空港部局担当） 事務所長、副所長全て（事務、技術）
関東地方整備局 高崎河川国道事務所	局長、総務部長、企画部長、総務部総括調整官（港湾空港部局担当） 事務所長、副所長全て（事務、技術）
北陸地方整備局 伏木富山港湾事務所	局長、総務部長、企画部長、総務部総括調整官（港湾空港部局担当） 事務所長、副所長全て（事務、技術）
中部地方整備局 清水港湾事務所	局長、総務部長、企画部長、総務部総括調整官（港湾空港部局担当） 事務所長、副所長全て（技術）
近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	局長、総務部長、企画部長、総務部総括調整官（港湾空港部局担当） 事務所長、副所長全て（事務、技術）
中国地方整備局 山口河川国道事務所	局長、総務部長、企画部長、総務部総括調整官（港湾空港部局担当） 事務所長、副所長全て（事務、技術）
四国地方整備局 香川河川国道事務所	局長、総務部長、企画部長、総務部総括調整官（港湾空港部局担当） 事務所長、副所長全て（事務、技術）
九州地方整備局 大分河川国道事務所	局長、総務部長、企画部長、総務部総括調整官（港湾空港部局担当） 事務所長、副所長全て（事務、技術）
沖縄総合事務局	開発建設部長、運輸部長
北陸信越運輸局	局長、総務部長

中部運輸局	局長、総務部長
近畿運輸局	局長、総務部長
九州運輸局	局長、総務部長

個別ヒアリングの結果、幹部職員は、いずれも組織のトップとして、自分の言葉で、職員に対し、国民や地域から国土交通省に対する高い期待に応えるためコンプライアンスの取組を組織の文化に擦り込むことを訴えていた。

例えば、第一に、組織内の風通しを良くし、職員が悩みを一人で抱え込まないように、コミュニケーションを活性化させることによって、コンプライアンスリスクを軽減させようとする取組として、以下のような工夫の紹介があった。

- ・ 現場の職員に、「悪い話ほど、というよりは、ちょっとでも気になる話は直ぐに私に報告して欲しい」と語りかけている。その際、「どんな報告でも、絶対に怒らないから」と付け加えている。
- ・ 職員に対して、何でもしゃべれる関係を作れるように、具体的には、「自分を守るためにはしゃべれ」「しゃべれば、上司に責任を転嫁することができる」と呼びかけて、問題を自分一人で抱え込まないよう指導してきた。
- ・ 事務所長に対しては、「やばい話ほど共犯になつたれ」と話をしている。これは、何かあった時に急に部下に報告を求めるのではなく、平生普段から報告が上がりやすい雰囲気作りを真剣に心がける、ということである。
- ・ 事務所を回った中で、本音ベースで耳を傾けると「現場は忙しくてルールを守り切れない」という声があることを実感した。それに対して、1) 危ないと感じることは、どんなに忙しくても自分一人で決めず、直属の上司と同時に所長にも報告すること、そうしないと自分の身を守れない、2) 忙しさの原因を教えてくれ、超勤縮減のルールなどを整理し、忙しい原因を改めたい、と語りかけている。
- ・ 早めの相談が大事であり、時点が早ければ、皆の経験や知恵を活かして、危機の回避も可能であるが、遅くなればなるほど、それが難しくなり大けがをしてしまう。その意味で、当地方整備局には「一時間ルール」がある。
- ・ 「一時間ルール」は、何か起きれば、情報が部分的でも、不完全でも、本局、本省等へ速やかに報告するシンプルなルールであるので、コンプライアンスも含めたすべての業務遂行に有効なルールだと考えている。
- ・ 想定外のことが起こっても決して一人で悩んだり抱え込んだりしないようにする

ことが重要である。

- ・ 局長はじめ幹部が事務所を巡回し、フェイスツウフェイスの関係で職員に思いを伝えるとともに、話を聞き、相談があれば本局も一緒に考える。
- ・ 繰り返し職員とコミュニケーションをとっていくことが大事であり、自分自身も事務所を回って、公務員としての原点である地域・国民からの信頼を大事にしていくことを呼びかけている。
- ・ 「ミスを起こすことよりも、そのミスを報告しないことの罪の方が重い」と職員に訴える一方、事務所長には、「管理職は部下職員を不幸にさせないように、真剣に部下職員を見ろ。」と伝えている。
- ・ 単に職員に「何でも相談してほしい」と言ってもうまくいかず、「情報は高いところから低いところへ流れていく」ことを踏まえ、相手の目線になって話しやすいきっかけを作ることが必要である。

第二に、コンプライアンス意識の徹底のためには、表面上でのルール遵守を呼びかけるのではなく、ルールの背景にある社会的要請は何かを考え、ルール制定の経緯等を良く理解して、職員に訴えるよう指導しているという取組が紹介された。

- ・ コンプライアンスや契約制度など字面だけで「守れ」と言うのではなく、管理職は、それができた理由や背後にある意義や経緯をしっかりと説明すること、一言で言えば「魂を込める」ことが大事である。その結果、もし、制度を変える必要がある場合は、本局内や本省にしっかり理由を説明して制度を変えていくという姿勢を自らの信条として堅持し、このことを職員にも伝えていくこととしている。
- ・ 「報連相」、悪いことほど直ぐに上げ組織で対応することと、「点検と根拠の確認」、ルールができた背景や根拠をよく確認して、やっている仕事の内容を、国民から見て納得できる説明ができるようにすることが大事であると職員に伝えている。上司は、コンプライアンスの背景を自分自身しっかり理解した上で、部下に丁寧に説明するとともに、部下が気軽に疑問点を聞ける、風通しの良い職場を作ることが重要である。
- ・ 地方局長会議での大臣訓示にもあったように、法律や制度、ルールの趣旨・背景、何故そうなっているのかという理解が重要である。限られた要員で増大する業務に対応する中、ともすればマニュアル化に陥りかねない現状において、形式ではなく、制度・ルールの本質を職員が理解できるように常日頃から工夫するよう、支局長会議の場等を通じて徹底している。

- ・ ミスをした部下に「マニュアルどおりやれ」と注意するのではなく、事務所長は、マニュアルに書かれた背景を自らしっかり理解し、何故そうになっているのかを説明できるようになれ、と常々話している。
- ・ コンプライアンスを理由に業務において消極的になること（コンプライアンス病の発生）を防ぐためには、管理職が、ルール of 文字面だけでなくその背景も含めて、正しく理解し、職員との意思疎通をしっかりと取ることが重要である。

第三に、現場管理職のマネジメント能力の向上が重要であり、これに積極的に取り組んでいるとする意見があった。

- ・ コンプライアンスの着実な推進のためには管理職員のマネジメント力の充実を図ることが特に重要であり、地域経済・社会の中で大きな役割を担っている地整の使命・目標（ミッション）を職員及び自治体・経済界に対して何時でも明確に説明できることが必要である。局長自ら率先して、自らの業務目標を、各部長、各事務所長等と共有している。
- ・ 事務所長等は、ルールの根本をしっかりと理解した上で、「マネジメント力」として、業務の成果を追求するだけでなく、部下職員一人一人の業務状況を把握し、さらに、その生活、健康、家庭にも目を配る力を充実させて欲しいと指導している。
- ・ 特に、超過勤務の多い職員に対しては個々に勤務状況を把握し、事務所長として責任を持って業務の進め方について検証し、事務所の状況に適応した業務改善等を提案し、具体的に実施してもらうことに、現在、力を入れている。
- ・ 対症療法だけでなく、「不正を許さない」という基礎体力を付けること、具体的には、①局幹部のコミットメント、②幹部と現場とのコミュニケーション、③課所長などの中間管理職のマネジメント能力の強化に取り組んでいきたい。「考える力」を養わせることを重視したい。
- ・ 「社会的使命の達成」のため、なるだけかみ砕いた説明力を養うこと、国民目線に立った「そもそも論」を説明できる能力を身につけさせること、中間管理者層の指導力の強化、国民目線から必要な新しい取組を、コンプライアンスを「言い訳」にして避けるようなことがないようにしたい。
- ・ 各事務所長には、「職員一人一人を一番心配してくれているのは、所長である。」と職員に感じてもらえるように、普段から、職員の様子によく目を配り、耳を傾けるよう指導している。
- ・ 上司と部下のコミュニケーションの中で、部下が困っている状況を隠さずに、上司に報告できる環境を整えたい。職員は、自分の身は自分で守る必要があるし、

上司は部下のいつもと違う状況をいち早くキャッチして、非違行為の芽を摘んでいくことが重要である。

第四に、地域、住民、関係業界など外部とのコミュニケーションの能力を向上させることが、コンプライアンスの取組推進のため不可欠だとする意見があった。

- ・ 業界との関係においては、コミュニケーションを拒否することではなく、むしろ組織としてしっかりとコミュニケーションをとることがコンプライアンスを守ることにつながる。
- ・ 業者や市町村等との接触については、毅然とした態度でしっかりとコミュニケーションを取れるよう職員を育成していきたい。
- ・ コンプライアンスについて、受発注者が相互に対等だと感じられる環境作りをすることが基本だと考えている。そのため、全事務所長の申合せとして、ASPを活用した受発注者間の協議の記録化等の具体的な取組をスタートした。これによって、個人ではなく組織として対応するという土壌を作ることにつながるのではないか。
- ・ 入札関係では、当地整においては、特別な税金を頂いて復興・復旧事業を行っている以上、「きちんと競争させる環境を整えよう」という意識が当地方整備局の共通認識となっている。例えば一社応札は、できるだけ無くなるよう、ギリギリまで努力している。
- ・ 業界との関係では、当地整では、例えば、不落・不調となった案件等について、「何故、参加しなかったのか？」などのコミュニケーションを普通にとっており、今後も対等な立場の率直なコミュニケーションを積極的に取っていききたい。業者とは、機会ある毎に「不落、不調、高止まり」の原因を含めた率直な意見交換を行い、コミュニケーションを密に図っている。
- ・ 事務所長等の幹部職員に対して、常に、首長や地域の住民、業者と直に接触して、こちらの情報を出すとともに、当局がどう見られているのか、また何を期待されているのかを肌で感じる積極的なコミュニケーションを取ることを指導している。これにより、やりがいや責任感を実感でき、それがコンプライアンスの元になるものと考えている。
- ・ 管内は活発な事業者が多く、気持ちをしっかりと持って積極的に対応しなければならない。「お客様の目線を大事にすること」、国の機関として一方的な情報提供に止まらず「対話を行うこと」、前例を踏襲するのではなく「新しい行政を展開すること」、この三方針により、コンプライアンスの取組をより一歩踏み込むよう、職員を指導している。

第五に、コンプライアンス推進の鍵は、職員が自信と誇りを持って職務に邁進することであり、技術系職員も事務系職員も一体となって、コンプライアンスの取組を推進すべきであるという意見があった。

- ・ 職員に対して、「我々の仕事は大事なことをさせてもらっているのだから、元気を出して、自信と誇りを持って、仕事を進めよう。また、正しいと思ったことはどんどん進めよう。」と語りかけている。
- ・ 当地整の直轄事業に対しては地域住民の高い信頼を得ているほか、例えば、伊豆大島へ派遣したT E C - F O R C E も高い評価を受けている中で、それだけに、コンプライアンスを疎かにすることで、それらの信頼を失墜するようなことがあってはならない、使命達成のため誇りを持って行動しようということを、事務所訪問の際の訓示等においても繰り返し職員に語りかけている。
- ・ 事業の必要性や環境への影響について説明し、国民からの信頼を得ていくためには、技術者には高い倫理観、廉潔が公務内外を問わず求められている。そのため、人材育成を重視している。
- ・ コンプライアンスの指導については、技官も事務官も一緒になって取り組まなければいけない。
- ・ 出前講座に行く講師の幅を「事務官」「技官」共に広げて、講師になる者に自然に勉強してもらおう取組を行いたい。
- ・ 重要な課題は、「地域から信頼される組織」と「活気ある組織」の両輪を目指すことだ。
- ・ 運輸局は必要があれば事業者の処分を行わなければならない組織であり、そういう組織で働く職員が処分を受けることがあれば、外部からの信頼は得られず仕事はうまく回っていかないことから、コンプライアンスの徹底は、業務を進める上での大前提であることを、機会あるごと職員に指導している。
- ・ コンプライアンスについてはトップの意識が大きく、強い意識があれば部下は必ず付いてくるということ、そして、一人の違反者も出してはならないという覚悟で、粘り強く繰り返し徹底を図っている。

2. 提示意見

- ア 各監察対象機関の局長をはじめとする幹部職員は、コンプライアンスの徹底を図るため、自らを律するのはもちろんのこと、先頭に立って現場の部下職員に語りかけその倫理観の涵養及び保持の徹底を図るとともに、職員が自らの職務に自信と誇りを持って取り組むことができる職場環境作りに取り組むこと。
- イ 各監察対象機関においては、判断の難しい事案については、上司や本局のしかるべき職員等に相談していくことが定着するような取組の工夫を行うとともに、報告・相談体制の設置の趣旨が活かされるよう、コンプライアンスの各種窓口の利用促進を図ること。
- ウ 各監察対象機関においては、セルフチェックを行った場合には正解率が低い質問に対するフォローアップの実施等、分析の結果明らかとなった課題を踏まえて、事後の周知・指導内容に反映させるなどの取組を講じること。
- エ 各監察対象機関においては、コンプライアンス・アドバイザリー委員会等の議事については、委員からの質問・意見だけではなく、実際に回答した内容や、その後、実施した対応策があるならば、可能な範囲でそれらを公表するなど、国民の理解を深める取組に努めること。
- オ 各監察対象機関においては、マスキング作業が現場発注担当職員の過度な事務負担につながっていないかという点については、予定価格作成時期の後倒しや情報管理の徹底など、不正が発生しにくい制度の導入にともない、真にマスキングが必要な書類にのみ義務を限定するなど、本省の担当部局において、各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の試行結果等を踏まえて、必要な検討を行うこと。
- カ 関東地方整備局及び中部運輸局においては、庁舎管理訓令に定められた庁舎等管理責任者の代理者の選任を適切に行うこと。

3. 推奨事例

(1) 複数事務所によるコンプライアンス意見交換

近畿地方整備局においては、管内事務所を7ブロックに分割し（**資料Ⅱ－1**）、ブロック単位でのコンプライアンスチーム会議（年3回）を開催したり、複数事務所の職員が対等の立場で相互に取組状況をチェックし合うコンプライアンストレーニング（年3回）を開催したり（**資料Ⅱ－2**）しており、また、これには、本局から調査官や適正業務指導官も参加し、コンプライアンスに関する積極的な意見の交換を実施していた。

四国地方整備局においても、各事務所において、コンプライアンス・ミーティングにおけるテーマの選定、ミーティングの効率的な実施及び相談しやすいコンプライアンスの窓口としての対応方法についてなど、各事務所におけるコンプライアンス指導者の資質向上を図るため、管内を5ブロックに分割し、近隣事務所によるブロックごとのコンプライアンスに関する勉強会（以下「ブロックワーキング」という。）を四半期ごとに開催し（**資料Ⅱ－3**）、企画調査官・適正業務指導官・港政調整官が参加したり、地域ブロック単位で事務所長ほか担当職員を対象とした場を設けて、企画部長・技術調整管理官が参加したりするなど、効率的なコミュニケーションの場を設けていた。

また、九州地方整備局においても、管内を5ブロックに分割し、ブロックごとにブロック副所長会議を開催し、本局総括調整官、適正業務指導官が参加し、意見交換を行っていた。

資料Ⅱ－１

近畿地方整備局のブロックコンプライアンスチームの取組

ブロックコンプライアンスチーム

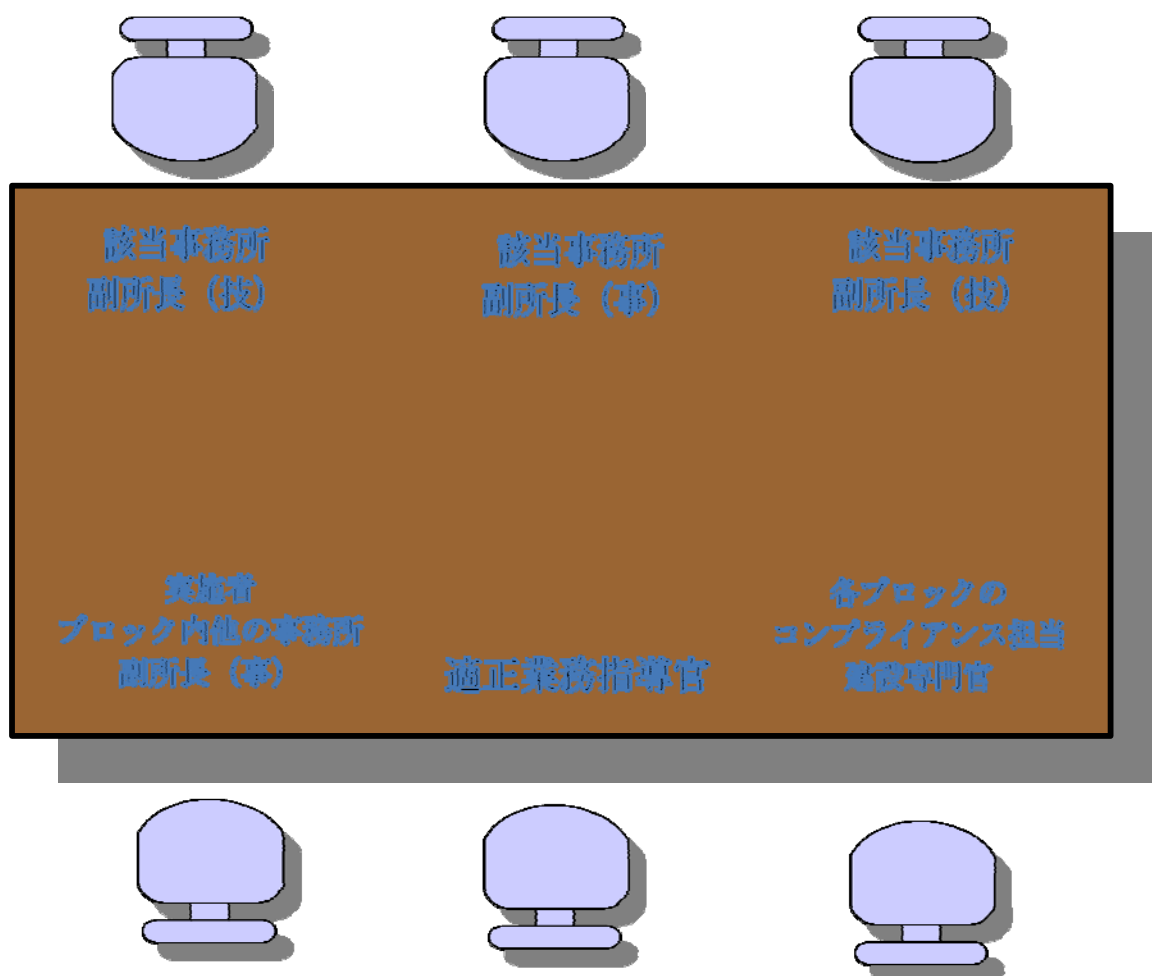
近畿地方整備局管内事務所を7ブロックに分割し、ブロック内の各事務所コンプライアンスチームで構成

(◎＝ブロック統括事務所)

- ①福井ブロック ◎福井河川国道、足羽川ダム、九頭竜川ダム
- ②京都ブロック ◎京都国道、福知山河川国道、京都営繕
- ③滋賀ブロック ◎滋賀国道、琵琶湖河川事務所、大戸川ダム
- ④中央ブロック ◎淀川河川、猪名川河川、大和川河川、大阪国道、浪速国道、淀川ダム統合管理、近畿技術
- ⑤西部ブロック ◎兵庫国道、姫路河川国道、豊岡河川国道、六甲砂防、国営明石公園海峡
- ⑥南部ブロック ◎和歌山河川国道、紀伊山地砂防、奈良国道、紀南河川国道、木津川上流河川
紀の川ダム統合管理、国営飛鳥歴史公園
- ⑦港湾ブロック ◎神戸港湾、舞鶴港湾、大阪港湾・空港整備、和歌山港湾、神戸港湾空港技術調査



近畿地方整備局 コンプライアンストレーニング



ブロック内の各事務所において、再発防対策等が実施されているかチェックシートを用いて出席者で確認するとともに意見交換を行う

コンプライアンス指導者によるブロックワーキングの開催

国家公務員倫理規程違反事案を受けて四国地方整備局では、コンプライアンスの取組として以下のとおりブロックワーキングを開催するものとする。

1. 目的

各事務所において、今後、コンプライアンス・ミーティングにおけるテーマの選定、ミーティングの効率的な実施及び相談しやすいコンプライアンスの窓口としての対応方法についてなど、コンプライアンス指導者としての資質向上を図るため、近隣事務所によるブロックごとのコンプライアンスに関する勉強会（以下「ブロックワーキング」という。）を四半期ごとに開催するものとする。

2. ブロックワーキングにおける活動内容

- 1)コンプライアンス・ミーティングのテーマ選定等について
定期的に各ブロックごとに、コンプライアンス指導者が勉強会を開催し、コンプライアンス・ミーティングのテーマに対する意見交換、理解されやすい進行方法、特に周知すべきポイントなどについて情報交換を行い、効率的なミーティングを実施するものとする。
- 2)各種窓口として早期かつ適切な対応方法等について
各ブロックごとに、コンプライアンス指導者がコンプライアンス窓口として、相談されやすい窓口としてどのような取り組み等を行っているか、またどのように対応すべきかを議論し情報共有を図っていくものとする。
- 3)事務所独自の講習会等の開催について
コンプライアンス指導者が、お互いに各ブロック内の他の事務所に出席して講習会を開催し、職員に対するコンプライアンス啓発活動を行うものとする。
- 4)コンプライアンスにおける全般的な取り組みについて
コンプライアンス指導者としての資質向上を図ることを目的として、倫理規程・発注者網紀保持規程・官製談合防止法に関する勉強会を実施するものとする。

3. ブロック単位について

管内事務所を5ブロックに分割し、コンプライアンス指導者が各ブロック内の事務所の連携を図ることとする。

- 1)徳島ブロック 徳島河川国道事務所、那賀河川事務所、四国山地砂防事務所、吉野川ダム統合管理事務所、小松島港湾・空港整備事務所
- 2)香川ブロック 香川河川国道事務所、四国技術事務所、高松港湾・空港整備事務所、高松港湾空港技術調査事務所
- 3)愛媛ブロック 松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、山島坂ダム工事事務所、野村ダム管理所、松山港湾・空港整備事務所
- 4)高知ブロック 高知河川国道事務所、土佐国道事務所、大渡ダム管理所、高知港湾・空港整備事務所
- 5)中村ブロック 中村河川国道事務所、中筋川総合開発工事事務所

※各ブロック内の統括は下線事務所の事務担当副所長が行い、総務部適正業務指導官等と各ブロック内の事務所のコンプライアンス指導者との連絡調整を行うものとする。

（２）コンプライアンス・アドバイザー委員会の理解促進

北海道開発局では、コンプライアンス第三者委員会メンバーが、開発建設部等を訪問し、取組状況の説明を受けたり、実務担当者と意見交換を行ったりしており、（資料Ⅱ－４）また、四国地方整備局では、コンプライアンス・アドバイザー委員の入札契約手続への理解促進のため、事務所において入札公告や入札説明書などを例示しながら入札・契約手続運営委員会を模擬開催し、これを委員に視察して頂くなど、コンプライアンス・アドバイザー委員会又はコンプライアンス第三者委員会の委員に現場の取組を知って頂くとともに現場職員と意見交換する機会を設けていた。

資料Ⅱ－４

北海道開発局のコンプライアンス第三者委員会メンバーと実務担当者との意見交換



(3) eラーニング等の導入と職員の理解状況の把握と周知による啓蒙

北海道開発局、東北地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局、九州地方整備局ではeラーニングシステムを導入し、効率的に状況の把握を行っていた。また、北海道開発局では、結果について、コンプライアンス通信（資料Ⅱ－5）やイントラネットの活用、職場内ミーティングで周知するなど職場にフィードバックしていた。東北地方整備局においても、結果を集約し、コンプライアンス推進計画において進捗目標にフィードバックしていた（資料Ⅱ－6）。このようにeラーニングシステムの活用は、コンプライアンス推進状況の把握に優れているため、導入が望ましい。

資料Ⅱ－5

北海道開発局のコンプライアンス通信（管理監督者向けの情報誌）での結果周知

コンプライアンス通信

～ 不正行為の未然防止と国民の信頼回復のために ～

平成25年1月発行
北海道開発局
入札契約監察官
監察官

- ・服務・倫理・発注者網紀保持に関するeラーニングの実施結果について……………1
- ・第3回 高知県内の入札競争事案に係る再発防止対策検討委員会について……………2
- ・情報管理室からのお知らせ……………5
- ・旭川開発建設部の取組について ～外部講師によるコンプライアンス講習会の開催について～9
- ・「自信と誇りを持って前に進もう」(寄稿 農業水産部長 仲家 修一)……………10

服務・倫理・発注者網紀保持に関するeラーニングの実施結果について

平成24年9月以降、服務・倫理・発注者網紀保持に関する管理者向けのコンプライアンス講習及び全職員を対象に職場内ミーティングを実施し、12月に、その内容についてeラーニングでポイント学習（受講率：95.1%）を行い、その理解度のチェックを実施した結果、基本的な事項については、確実に理解されていることが確認できました。

■ 実施結果のポイント

理解度のチェックを実施した結果、全体的に高い正解率でありましたが、一部、応用問題で理解の不十分な部分が見受けられました。

■ 正解率の低かった問題

倫理：問題8（正解率 86.7%）

年末に、契約関係にある業者が社名入りのカレンダーを持って挨拶に来たので、日頃から自分がお世話になっている隣の課の先輩にも同じものを持って行ってもらった。このような行為は倫理規程上問題ない。（正解：×）

【解説】

職員が利害関係者に働きかけ、職員本人ではなく第三者に倫理規程で定める禁止行為（規程第3条第1項第1号～第8号）をさせるような行為は、規程第3条第1項第9号で禁止されています。これについては、広く一般に配布される宣伝用物品や記念品の贈与、多数の者が出席する立食パーティー等での飲食の提供など、職員本人であれば規程第3条第2項で例外として認められるような行為であっても、その反倫理性の強さから、禁止されています。

発注者網紀保持：問題9（正解率 88.5%）

発注事務に関する秘密の漏洩防止を図る観点から、原則としてオープンな場所で複数の職員により対応するものとされており、自席もオープンな場所である。（正解：×）

【解説】

「北海道開発局発注者網紀保持規程の運用細則について」の第5条関係の3において、規程第5条第2号の「オープンな場所」とは、発注事務に関する秘密の漏洩防止を図る観点から、執務室内の受付カウンター、打合せテーブル等での対応を指すものであり、自席での対応は極力避けることとされています。

（入札契約監察官、監察官、開発監理部 職員課）

服務・倫理・発注者網紀保持のeラーニングの実施概要				
実施時期	平成24年12月17日（月）～12月28日（金）			
対象者	全職員（非常勤職員等を含む。）			
	対象者数	受講者数	受講率	
実施状況 ポイント学習	H24	5,471名	5,200名	95.1%
	H23	5,501名	5,417名	98.5%
正解率	服 務	倫 理	発注者網紀保持	
	H24	99.1%	95.0%	97.2%
	H23	98.2%	95.6%	97.6%

正解率の低かった項目	
服 務	職務に専念する義務に関する正確な理解
倫 理	第三者を含む、複雑な状況の職員の行為の正確な理解
発注者網紀保持	規程の運用を定めた運用細則の正確な理解

資料Ⅱ－６

東北地方整備局のコンプライアンス推進計画へのｅ－ラーニングの受講目標設定

推進計画

（３）ｅ－ラーニングの受講

…… 継続

コンプライアンスｅ－ラーニングについて、現在構築されているコンテンツ（服務、倫理、官製談合防止）の受講率１００％を目指すとともに、新たに作成した公務員倫理（一般職員用及び幹部職員用）のコンテンツの受講指導を引き続き実施する。

◎実施結果

- ・現在構築されているコンテンツ（§１服務、§２倫理、§３官製談合防止法、幹部職員用研修教材「倫理的な組織風土を構築するために」及び一般職員用研修教材「公務員倫理について学ぶ」）の受講率１００％を目指し、所属所内会議等において引き続き受講指導を実施した。

◎推進本部の評価

それぞれのコンテンツでの受講率を検証したところ、３月末現在における各コンテンツの受講率は次のとおりである。

- ・「コンプライアンスの徹底」 §１服務 → ９７％、§２倫理 → ９６％、
§３官製談合防止法 → ９５％
- ・「倫理的な組織風土を構築するために」 → １００％
- ・「公務員倫理について学ぶ」 → ８６％

平成２４年１２月に新たに導入された「公務員倫理について学ぶ」以外は、受講率が９５％を超えており、大部分の職員が受講済みとなった。今後、未受講の職員については、個別に受講指導を促す。

推進計画

（４）セルフチェックシートの作成・活用

……【新規・平成２５年１月～】

発注者網紀保持規程等に関する基本的な事項について、２０問程度の設問と解説を加えた「セルフチェックシート」を作成し、所属所内会議等での活用を図る。

◎実施結果

- ・「発注者網紀保持セルフチェックシート」を作成配布し、これを活用した各職員による「セルフチェック」を、２月末までにほぼすべての職員が実施した。

◎推進本部の評価

実施率を検証したところ、約９８．７％であった。

これにより、ほぼ全職員に近い人数が実施したと評価できるが、期間中に実施できなかった事務所があった。当該事務所には、早期の実施を促した。

今後は、新たなチェックシートの作成や実施方法の工夫をする。

近畿地方整備局では、サーバーを使ったeラーニングシステムはコストの面から未導入であるが、パワーポイントを使ったセルフチェックシート（資料Ⅱ－７）を作成しており、システム未導入の地域においても、手軽に活用出来るよう工夫していた。

資料Ⅱ－７

近畿地方整備局のパワーポイントを用いたセルフチェックシート

発注者綱紀保持セルフチェックシート 基礎編

次の設問を読んで、正しいものには「○」を、間違っているものには「×」をクリックして下さい。

（問１）発注者綱紀保持規程は、近畿地方整備局における発注事務に関し、関係法遵守はもとより、綱紀の保持を図り、国民の信頼を確保することが目的である。

○

×

1

発注者綱紀保持セルフチェックシート 基礎編

正 解

【解答】 ○

（問１ 解説）

発注者綱紀保持規程の目的は、規程第１条により「近畿地方整備局における発注事務に関し、発注担当職員及び職員が遵守すべき事項を定めることにより、公共工事等の発注事務に係る綱紀の保持を図り、もって国民の信頼を確保すること」を目的としています。

国民の理解と信頼のもとに良質な社会資本の整備をしっかりと進めていくことが、国土交通省の使命であり、国民の安全・安心に直結する公共工事等を適正に実施することが強く要請されています。

問２へ進む

（４）「ストーリー性」を持たせたテーマによるコンプライアンス・ミーティング

近畿地方整備局では、コンプライアンス・ミーティングの題材を、職員が身近な問題と感じ活発な意見交換ができるように、本局の適正業務指導官チームが、具体の事例を基にしながら、様々な工夫を加え、「ストーリー性」のある題材を多数作成していた（資料Ⅱ―８）。また、そこで出された意見を本局で集約し、各事務所に周知していた（資料Ⅱ―９）。

また、関東地方整備局及び中国地方整備局においても、ストーリー性を持ったテーマを作成し、コンプライアンス・ミーティングにおいて事例研究課題として活用していた。中国地方整備局では、参加者用とは別に司会者用の進行要領を作成（資料Ⅱ―１０）し、討議が有効に進むように工夫していた。

資料Ⅱ－８ 近畿地方整備局のコンプライアンスミーティングテーマ一覧

コンプライアンスミーティングテーマ一覧

	開催時期	項 目	説 明
	平成19年度		
第1回	H20.3	再発防止策の徹底 携帯シートの説明	①すべての職員に「当面の再発防止策」を周知徹底 ②参加者全体が、発注者・納税保持携帯シートを手帳に貼り付けたことを確認したうえで、所長から職員に携帯シートの内容を説明
	平成20年度		
第2回	H20.9	発注担当職員の心構え/納税保持	事業者が営業(技術提案書)の提出などに行った際、「〇〇工事の入札に参加させていただきますのでよろしく」との言葉に対し、「頑張って下さい」と答えました。適切な対応だったでしょうか。
第3回	H20.12	発注担当職員の責務/秘密の保持	職員の忘年会が居酒屋で行われている際、他の職員(当該発注事務に係る発注担当職員でない職員)に不用意に経営内情を漏らしてしまいました。職員同士ということになり、問題ではないかと思われているのですが。
第4回	H21.3	発注担当職員の責務/法令遵守	休日に、親類宅で飲酒(午後9時頃から午後11時頃まで、日本酒3合程度)し、深夜に家族の車で帰宅しました。翌日、二日酔いもないので、いつものように自家用車を運転し出勤しようと思っているのですが。
	平成21年度		
第5回	H21.5	発注担当職員の責務/倫理保持	例えば職員が1人で行った飲食店で支払いの際、財布を忘れて困っている状況の中で、たまたま店にいた学生時代の友人である建設業者の人から、お金を立て替える旨の申し出を受けました。最初はマズイと思ったのですが、飲食店から支払いを急がされたこともあり、翌日に必ずお金を返す約束をしたうえで、その場はお金を借りて支払いをしました。次の日、約束どおり借りたお金は返しました。この事例について、各職場において、「倫理保持」「発注者・納税保持」の観点から、どのように考えるべきか意見交換をお願いします。
第6回	H21.8	「発注事務に係る関係法令の遵守及び法令違反の事実を確認したときの報告について周知徹底」 ・説明責任を果たすべき立場にあるとの認識の下、日常業務を遂行するよう周知徹底	(1)発注者・納税保持規程に定める「発注事務に係る関係法令の遵守」及び「規程」に抵触する事実を確認したときの報告 (2)行政事務の遂行過程は、その全てが国民に公開され、説明責任を果たすべき立場にあるとの認識の下、日常業務を遂行するよう周知徹底 (3)すべての職員に今回の再発防止策を周知徹底
第7回	H22.1	発注担当職員の責務/職員の報告義務	1. 元上司であった〇〇から、ある工事の下請事業者の選定に関して、元請事業者に対する働きかけを行うよう要求された。 2. 監督者の〇〇が、職員等との打合せ中に「土工関係」についての下請けを探しているが、どのような業者さんがいますか?と聞かれ、いくつかの業者名を挙げていたところ、〇〇が「この2つの事例について、各職場において、「発注者・納税保持」の観点から、どのように対応すべきか意見交換をお願いします。」
	平成22年度		
第8回	H22.5	発注担当職員の責務	私は事務所発注工事の施工監督をしています。担当の堤防盛土工事の完成期限である12月20日まであと10日となったところで、現場で打ち合わせを行っている時に、主任技術者のA氏から施工箇所が3箇所それぞれ離れた場所にあるので、完成検査の現地持ち合わせで手渡しが起こらないよう、念のため私と完成検査職員の携帯電話番号を教えてくださいと依頼があったので個人所有の携帯電話番号を教えました。問題はなしと判断していますがどうでしょうか。なお、A氏は誠実な人で、工事の進捗も遅れに遅れなかったことができたので、私は今後もこのような技術者と一緒に仕事ができればいいなと思っています。
第9回	H22.9～10	物品の贈与	出張所へ交通費改定工事の監督業務をしています。工事完成の数日後に地元のあるAさんが出張所に来て、「大変お世話になりました。皆さんでどうぞ。」と懇親の言葉とあわせて、贈り物の地元特産の焼酎(時価6000円相当)を手渡されました。無断にお断りすることも失礼かと思い受け取りましたが、本当に受け取って良かったのでしょうか。
第10回	H22.12	「日常業務における取組等をコンプライアンスの視点でチェックしてみよう!」チェックシート	各自セルフチェックを実施し、報告・相談を所属職員に配布し、自己採点してもらった後、答えを巡り、誤ったりしたところ、疑問に思うところ等について意見交換をおこなう
第11回	H23.1～2	各自セルフチェックの実施	各自セルフチェックを実施し、報告・相談を所属職員に配布し、自己採点してもらった後、答えを巡り、誤ったりしたところ、疑問に思うところ等について意見交換をおこなう
	平成23年度		
第12回	H23.5～6	個人情報の取扱	Aさんは、車出動しようとしたときに、ハッとしました。昨夜、出張先から直接帰宅したのですが、その際に電車の棚の上にカバンを置き忘れてしまったことに気付いたのです。カバンの中には、出張先で受け取った(預かった)地元関係者の個人情報や記載された重要な書類も含まれていました。 すぐに駅に問い合わせると、忘れ物として保管されているということでした。急いで引き取りに行き、その場でカバンの中身を確認しましたが、なくなっているものはありませんでした。まだ仕事には間に合う時間でした。「何事もなく済ませよう」とAさんは思いました。さて、あなたは、Aさんの行動に何か問題があったと思いますか。また、あなたがAさんならば、どのように行動しましたか。さらに、この後、どのように行動すべきだと思いますか。
第13回	H23.11～12	職務規定	1. 酒に酔って帰宅する途中、駅のホームで大声でわめいたり他の乗客に絡んだりといった迷惑行為に及んだため、一晩警察署に留置された。 各自セルフチェックを実施し以下項目について話し合う。 (7) 接遇に関して普段から心がけていることや、今後気をつけたいこと (8) 相談内容等が当方の業務(課)に属し、他課関係ない場合の対応 (9) どう考えても当方の主張が正しいと思われる場合の対応 (10) 過去の失敗などの経験談
	平成24年度		
第14回	H24.2	接遇	(7) 接遇に関して普段から心がけていることや、今後気をつけたいこと (8) 相談内容等が当方の業務(課)に属し、他課関係ない場合の対応 (9) どう考えても当方の主張が正しいと思われる場合の対応 (10) 過去の失敗などの経験談
	平成25年度		
第15回	H24.5	発注者・納税保持規程	農道、ある自治体で工事の入札に関して、担当者が業者から非公表の最低制限価格を教えるように求められたため上司に相談したところ、「価格の上下の幅数なら示してもよい」と指示されたので、最低制限価格に近い金額を業者に教えたところ、競入札結果発表で上司とみなし連絡され、その後、地裁から有罪判決を受ける事案が発生しています。 1. もし、業者から予定価格を教えてほしいなどと求められたら、あなたはどのように対応しますか。 2. もし、上司に予定価格そのものでないから教えても構わないなどと言われたとしたら、あなたはどのように対応しますか。 3. 業者との対応に関して、発注者・納税保持規程やコンプライアンスについて、どのようなことに注意していく必要があると考えますか。また、あなたが業務の中で秘密情報となるものはどのようなものがあり、どのように管理していますか。
第16回	H24.9	倫理	日事務所Aさんは、4月に〇〇市に引越してきて初めて自治会の清掃活動に参加しました。毎週、清掃活動の後に懇親会を居酒屋で行っていることを聞き、Aさんも参加しました。そこで自治会長と話をしていたところ、自治会長が利害関係者(日事務所発注工事の受注業者)にあたると気づきました。つまり、Aさんは懇親会代を払おうとしたところ、自治会長から「Aさんは初めてなのでお金はいいよ」と言われたので、そのまま払わず帰りました。 1. Aさんの行動について、議論してください。 2. 例えばAさんが自治会長から「割り勘代は500円でもいいよ」と言われたのでその金額を支払って帰った場合は、何か問題はありますか。 Aさんは事務所でも河川の許認可事務を担当している。 ある日、日事務所が河川保全区域に住宅を新築するため申請書を持参してきたので、Aさんは、内容を確認し受け取った。その後、Aさんは、日事務所社長の申請書を机の上に置き、いつの間にか枕の裏に隠れて、決意を取るのを忘れてしまった。 三ヶ月後に日事務所社長が事務所へやってきて「まだ許可書はもらえないのか。いつになったらもらえるのか」とAさんに聞いた。Aさんは日事務所社長の申請書を返して「これにそのとき気づき、話を聞いた。別室に移動し一人で対応した。Aさんは、日事務所社長「1日待つてほしい」と申し出たが、納得してもらえず、Aさんは、標準処理期間が過ぎている後ろめたさから許可書を公印を押し、手渡してしまった。 〇Aさんの問題点やAさんはどのように行動すべきだったか意見交換をお願いします。
第17回	H24.11	公印の不適正使用等	〇Aさんの問題点やAさんはどのように行動すべきだったか意見交換をお願いします。
	平成25年度		
第18回	H25.2	「コンプライアンス行動チェックシート」の実施	
	平成25年度		
第1回	H25.5	「国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程の遵守等」についての周知 ・コンプライアンス等携帯シートの改正箇所	「国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程の遵守等」について、資料1を周知 ・コンプライアンス等携帯シートの改正箇所について、携帯シートを見ながら資料2について説明
第2回	H25.9	メール送信における宛先ミス(個人情報保護)	A事務所ではメールマガジンを登録者に送信をしています。 毎週、担当者は宛先をBCCで送信することになっています。 ある日、同じように送信したつもりでしたが、誤ってCCで送信していることに気がつきました。 【問い】 1. 担当者はどのような対応をすべきでしょうか。 2. 原因として何が考えられますか。 3. 再発防止のためどのようにすべきでしょうか。
第3回	H25.11	発注に関する書類(秘密書類)の取扱	〇〇月〇日金曜日、工事の発注担当職員であるA事務所のB課長(情報管理責任者)は、勤務時間中に仕事が終わらなかったため、土日に自宅で行うつもりで、発注に関する書類(入札設計書、仕様書)を手提げの紙袋に入れ持ち帰りました。車で帰宅途中「スーパーストア」に立ち寄り、車に乗ったところ車庫裏に置いて、手提げの紙袋がないことに気づきました。 B課長はすぐに自分の思いつ場所を探しましたが見つからなかったため、警察に被害届を提出しました。上司(技術課長)への報告は、結果的に月曜日に報告しました。 ※発注に関する書類(入札設計書、仕様書)は開札前のもの。

資料Ⅱ— 9

近畿地方整備局のコンプライアンス・ミーティングで出された意見の周知

第16回コンプライアンスミーティングにおいて出された主な意見等

○テーマ 「倫理（利害関係者との供応接待）」

B事務所のAさんは、4月に〇〇市に引越してきて初めて自治会の清掃活動に参加しました。

毎回、清掃活動の後に懇親会を居酒屋で行っていることを聞き、Aさんも参加しました。

そこで自治会長と話をしていたところ、自治会長が利害関係者（B事務所発注工事の受注業者）にあたると気づきました。

帰り際、Aさんは懇親会代を払おうとしたところ、自治会長から「Aさんは初めてなのでお金はいいよ」と言われたので、そのまま払わず帰りました。

1. Aさんの行動について、議論してください。
2. 例えばAさんが自治会長から「割り勘代は500円でいいよ」と言われたのでその金額を支払って帰った場合は、何か問題はあるでしょうか。
3. 例えば当日は自治会長が利害関係者と知らず、後日に自治会長が利害関係者とわかった場合はどのように対応したらよいでしょうか。

私生活においては、私的な関係を持った利害関係者と接する機会があるかと思われま

その際、飲食を伴う社会儀礼的・慣習的な事柄もあります。職員一人一人が、生活の場、交流の場などの場面場面で「自らの行動はこれでいいのか、問題ないのか」といった慎重さを持つことが必要です。自ら考えても、判断がつかない場合には上司等に相談することが肝要です。第16回コンプライアンスミーティングは、利害関係者との供応接待の対応について再認識することを目的として、実施に取り組んでいただきました。

【設問1について】

◆ 主な意見

- 懇親会に参加することは問題ない。
- 利害関係者とわかった時点で支払うべき。
- 自治会費からの支出なのか、会長個人の支出なのかを確認する必要があった。
- 自治会活動であっても誤解を招く行動は慎むべきである
- 自治会長が利害関係者でなくても、過度にうけることは慎むべき。
- 他の自治会員と同じお金を払うべきであり、毎回、清掃活動の後に懇親会を開いているのであれば自治会のルールを聞くべきである。
- 自治会活動については、その規約をよく確認することが重要。
- 参加する前に、参加費を確認しておくのがよい。
- 利害関係者である会長が他の参加者全員の費用を自腹で負担した場合は自分だけ払う

1

- 割り勘額が500円というのは、居酒屋でかかる費用では安すぎるので、残りを誰かが負担していると考えられる。もし、利害関係者が支払っているのであれば、倫理規程に違反となるので、残りの額を支払うべきである。
- 居酒屋であっても500円は安く、差額分を自治会長の負担となれば倫理規定に抵触すると思われる。
- 500円は感覚的に安い。あらぬ疑いをかけられる可能性があるので正規の料金を確認して支払う。
- 500円でいいと言われても金額支払うべきである。大体500円は安すぎる。利害関係者ではなくとも支払うべき。

➤ 解説

「割り勘額が500円というのは、居酒屋でかかる費用では安すぎる」との意見のとおり、誰もが安いと感じるのではないのでしょうか。この場合、費用の負担が十分ではな

2

利害関係者から飲食費用を負担してもらうことはもちろん、割り勘の際に自己費用負担額が不十分な場合は、国家公務員倫理規程第3条の禁止行為に該当します。

また、利害関係者と割り勘により飲食をする場合でも、自己の飲食費用が1万円を超える場合には、倫理監督官への事前届が必要となります。もし飲食の費用が当初の予想に反して1万円を超えてしまった場合などやむを得ない事情があるときは、事後において速やかに届け出を行わなければなりません。

自治会の活動に積極的に参加することは大事なことです。懇親会などで周囲から疑いをもたれるような行為は慎み、自分自身の身を守るためにも飲食にかかった自己負担額はきちんと払うようにしましょう。

実際に判断に迷う状況となった場合には、本局においては、人事計画官、総務部建設専門官(人事課)又は、人事課企画係長、事務所においては、副所長(事務)又は総務課長に相談してください。

3

あるのか、ないのかという点で、「懇親会」が出されました。もちろん、自治会活動しかし、Aさんは自治会長が利害関係者。この事例では、懇親会の費用の出所自治会長が費用を負担した場合には、利害関係者との供応接待】を受けたことにならうべき」との意見のとおり、他の参加者懇親会代をきちんと支払うべきです。それでも懇親会代等の負担を過度に繰り返れがあるのでそのような行為も慎ま

いのでは。」と多くの意見が出されまが支出されるのであれば、「利害関係者懇親会代が自治会長個人の負担であれその場で懇親会の費用の出所を確認す加については、その規約をよく確認する事前に自治会の規約を確認したり、ほ対応を心がけましょう。

がある。利害関係者と承知の上で会長の気にした方がよい。(疑いを招かないよう

んが、自己の飲食費用を負担していれば、倫理。しかし、「差額分を自治会長の負担となればの意見のとおり、Aさんの負担額が十分ではな者が負担した場合には、利害関係者から当該差す。自己の負担額に疑問を感じたら、相手に事担しているか確認することも必要です。

係者と分かった場合は、支払いに行くべき。倫理に関する認識を一致させ、改めて支払った方を支払った上で懇親会に参加する旨を伝えておく管理運営に経過を報告する。

点から、後日であっても、懇親会費の負担が必要。を説明し、理解してもらい費用を払うべき。

た時点で今後も同様に清掃活動がおこなわれるの横は説明をして支払うべきである。

所(局)に相談する。

関係者とわかった場合は、支払いに行くべき」んは、利害関係者とわかった時点で、懇親会代自治会長個人がAさんの懇親会代を負担しているし、自己の懇親会代を支払うべきでしょう。

資料Ⅱ—１０

中国地方整備局の「ストーリー性」を持たせたテーマのミーティング進行要領

〈司会者手持ち資料〉

- テーマ 【倫理意識の高い組織風土とは？（利害関係者との飲食事案から考える）】

【始める前に】

○テーマの配布

○ 今回は、現在でも毎年のように処分事案が報告されている「供応接待」関連の事案に「内部通報制度」が盛り込まれたテーマとし、個々の職員の倫理意識と組織としての倫理意識について考えさせるテーマとしている。

倫理意識の低い組織においては、個々の職員の倫理意識も低下し、「この程度のことならいい」、「他の職員もやってることだから」などとなりがちであり、違反行為も発生しやすくなることを、事例を通じて多角的に検討することにより、以下の点についての理解を深める。

◇ 倫理意識の高い組織風土とは？

◇ 倫理の保持を阻害する要因とは？

◇ 内部通報の機能とその限界

◇ 利害関係者である職員

事例に出てくる登場人物の役割を説明し、参加者全員で役割を交換をお願いします、参加者全員が役割を記【司会進行】に従って進行します。

○想定外の質問でわからない場合は、司会者へ質問をお願いします（質問内容は、実施報告書に記載）

○ミーティングは、２０分～３０分程度で行います。

【司会進行の参考】

１．検討・意見交換のポイント

司会者は、参加者が検討・意見交換となるよう促す。

- （１）中野係長、北沢さん及び加藤さんの発言の趣意が、事例のどの部分に違反するのか。
- （２）問題となる行動はどこにあるのか。
- （３）北沢さんが内部通報をした理由は何なのか。
- （４）このような問題が生じた原因は何なのか。
 - ・中野係長と北沢さんは、どのような関係にあるのか。
 - ・中野係長は、生ものなど

〈ミーティング参加者用〉

- テーマ 【倫理意識の高い組織風土とは？（利害関係者との飲食事案から考える）】

とある地方出先機関に勤める北沢さんは、上司の中野係長とその機関のOBで現在利害関係者に該当する団体の理事である加藤さんと３人で居酒屋で飲んでいる。

加藤理事「ところで、近々打ち上げがあるって聞いたけど、いつやるの。」

中野係長「今週の金曜日ですが。それが何か。」

加藤理事「いや、何でもないよ。」

中野係長「さて、そろそろお開きとしますか。（店員に）お勘定して下さい。」

加藤理事「中野係長、今日は私が持つから。」

中野係長「え、それはダメですよ。割り勘の約束だったじゃないですか。」

加藤理事「まあまあ、私が無理に誘ったのだから。ここは先輩の顔を立てて。」

中野係長「加藤さんにそう言われては・・・、では今回限りということ。」

北沢さんは、まずい思いながらも、意見を言えるような雰囲気ではなかったため、中野係長の判断に従った。

その週の金曜日、班員全員で打ち上げをしていると、中野係長が豪華な魚のお造りを持って入ってきた。

北沢さん「今日はどうしたんですか。ずいぶん豪華じゃないですか。」

中野係長「さっき、加藤さんがわざわざ届けてくれたんだ。」

北沢さん「そういえば、この前、打ち上げがいつか聞いていましたね。でも、まずいんじゃないですか。」

中野係長「しょうがないだろ。せっかく、先輩が持って来てくれた魚を返せるか？それに生ものなんだから返す間に腐っちゃうし、返された方も困るだろう。」

北沢さん「それは、そうですが・・・。」

中野係長「それに、加藤さんはこうと言ったら聞かない性格の人だからな、折角の行為を無下に断って気分を損ねられたら、今後の仕事が大変だぞ。」

北沢さんは、なお釈然としなかったが、近くで聞いている他の職員も何も言わないし、上司である係長にそう言われると、それ以上何も言えなくなってしまう。結局、差し入れられた魚のお造りは皆でおいしくいただいた。

北沢さんは、今回の一連の件を騒ぎ立てて職場内に波風を立てたくないと思う一方で、このままではどんどんエスカレートしていくのではないかと心配し、数日後、上司の本橋課長に相談することにした。

本橋課長「そうか。そんなことがあったのか。」

北沢さん「中野係長も、先輩・後輩という関係で断れないようです。そう言えば、課長も加藤さんと一緒に働いていたんですよね。」

本橋課長「ああ。加藤さんは、なかなか強引な人でね。これまでの付き合い

（５）コンプライアンス・インストラクターの育成

東北地方整備局、四国地方整備局、九州地方整備局では、コンプライアンス・インストラクター制度やコンプライアンス指導員制度を積極的に活用し、事務所副所長等インストラクターや指導員の指導力向上に取り組んでいた。

特に九州地方整備局では、事務所等で実施される講習会等で講師等として指導する役割を担うコンプライアンス・インストラクターを、これまでも技術系職員を含めて３４名養成していたが、新たに３８名を養成し、計７２名体制と拡充し、講習会等の実施を充実させ、また、コンプライアンス・インストラクター研修を開催した際の研修の様子をＤＶＤに収録し、各地整等に配布するなど広く活用していた。（資料Ⅱ—１１）

四国地方整備局では、局事務官８名、技官８名、事務所事務官１８名、技官３１名のコンプライアンス指導者を配置（資料Ⅱ—１２）し、ブロックワーキングや近隣事務所でのコンプライアンス講師などの活動を行っていた。また、コンプライアンス指導者講習会の講義をＤＶＤに収録し、事務所において活用していた。

東北地方整備局では、本局及び事務所でのコンプライアンス指導者となるべき職員をコンプライアンス・インストラクターとして養成し、平成２５年には１９名を増し、計５４名を本局・事務所に配置しており、コンプライアンス・ミーティングや各種勉強会等における進行役・アドバイザー役として指導にあたっていた。また、事務所から遠隔地にある出張所にコンプライアンス・インストラクターを派遣し、コンプライアンス・ミーティングをより効果的に運営していた。

61名でワールドカフェ コンプライアンスインストラクター研修



「パワーポイントを使った講習会でのプレゼンテーションをどう進めたらいいのか」、「コミュニケーションを深めながら活発なグループ討議を展開するためにはどんな手法をとればいいのか」。

7月1日午後、福岡第2合同庁舎にはそんな期待と不安を胸に、新規受講者38名を含む61名が九州地方整備局管内の各部所から参加しました。
今後の活躍が期待されます。

「研修概要」その1

○プレゼンテーションの進め方

- ・まずはアイスブレイク
- ・私たちの組織の現状は。
- ・国土交通省の使命は何。
- ・使命を果たすために必要なのは。
- ・不祥事の要因は個人か、組織の体質か。
- ・ルールづくりと組織の体質改善は車の両輪
- ・違法性の認識の希薄さ
- ・個人ではなく組織として判断する体質づくり
- ・いつやるか、「ゆでガエル化」する組織
- ・コミュニケーションの重要性、「職場の言える化」



「研修概要」その2

○ワールドカフェを体験してみましょう

- ・ワールドカフェは、メンバーの組み合わせを変えながら、4～5人単位での小グループでミーティング(話)を続けることにより、あたかも参加者全員が話し合っているのと同じ効果が得られる会話の手法です。
- ・カフェのような肩の凝らない雰囲気を作り、組織、団体においてコミュニケーションを活性化させていく手法です。
- ・本日のテーマ
「コンプライアンスの取組で私たちの職場は変わるのか」
- ・7名ずつ9班に分かれて体験したグループ(ワールドカフェ)では合計で286もの意見が出されました。

ふりかえり (研修生の素直な感想)

- ・コミュニケーションの大切さを感じた
- ・意見を自由に言えたのでスッキリした
- ・職場にやられ感が蔓延していることも事実
- ・コンプラミーティングは構えないこと、ネタも不祥事に限定しないほうがやりやすい
- ・コンプラミーティングは国民目線を感じ取れるいい機会
- ・国民目線とは自信をもって国民に説明できるかどうかということ
- ・半日の研修だけでは不安、アフターフォローをよろしく
- ・どんなに研修を重ねても変わらない人は変わらない人
- ・失敗覚悟でコンプラ講習をやり続けることが重要
- ・コンプラ向上は、何はともあれトップのやる気次第
- ・進化するものだけが生き残る

資料Ⅱ－１２ 四国地方整備局のコンプライアンス指導者一覧

別紙

コンプライアンス指導者一覧

平成25年10月1日現在

四国地方整備局事務所コンプライアンス指導者

所属	役職	氏名	所属	役職	氏名
徳島河川国道事務所	副所長(事務)		土佐国道事務所	副所長(事務)	
	副所長(技術)			副所長(技術)	
	副所長(技術)			副所長(技術)	
	副所長(技術)			副所長(事務)	
那賀河川事務所	副所長(事務)		中筋川総合開発事務所	副所長(技術)	
	副所長(技術)			副所長(技術)	
	副所長(技術)		吉野川ダム統合管理事務所	総務課長	
四国山地砂防事務所	副所長(事務)			管理課長	
	副所長(技術)		野村ダム管理所	管理所長	
香川河川国道事務所	副所長(事務)			管理所長	
	副所長(技術)		四国技術事務所	副所長(事務)	
	副所長(技術)			副所長(技術)	
	副所長(技術)			副所長(技術)	
松山河川国道事務所	副所長(技術)			副所長(技術)	
	副所長(技術)		高松港湾・空港整備事務所	副所長(技術)	
	副所長(技術)			総務課長	
大洲河川国道事務所	副所長(事務)		松山港湾・空港整備事務所	副所長(事務)	
	副所長(技術)			副所長(技術)	
	副所長(技術)		小松島港湾・空港整備事務所	副所長(技術)	
山鳥坂ダム工事事務所	副所長(事務)			総務課長	
	副所長(技術)		高知港湾・空港整備事務所	副所長(事務)	
高知河川国道事務所	副所長(事務)			副所長(技術)	
	副所長(技術)		高松技術調査事務所	総務課長	
	副所長(技術)			調査課長	
中村河川国道事務所	副所長(事務)		事務官:18名 技 官:31名		
	副所長(技術)				
	副所長(技術)				

四国地方整備局本局コンプライアンス指導者

所属	役職	氏名	所属	役職	氏名
総務部	人事課長		道路部	路政課長	
	総務課長			道路計画課長	
企画部	企画課長		港湾空港部	港湾管理課長	
	技術管理課長			港湾計画課長	
建政部	計画・建設産業課長		営繕部	計画課長	
	都市・住宅整備課長			整備課長	
河川部	水政課長		用地部	用地企画課長	
	河川計画課長			用地補償課長	

事務官:8名
技 官:8名

(6) 本局、各部、支局、事務所の行動目標の設定とそれに向けての業務の取組

近畿運輸局では、職員全員が同じ危機感と問題意識を共有し、かつ、職員一人一人が自ら意識改革を行い、近畿運輸局の存在価値を高めることを目的に、近畿運輸局の行動目標を設定していた（資料Ⅱ—13）。

さらに、各部、支局、事務所等においては、各個人が行動を起こしやすいような行動目標を所属単位で明確化し、現状よりもレベルアップを図るための工夫や取組を目標として掲げ、業務を遂行していた。

資料Ⅱ—13 近畿運輸局 行動目標

平成25年度 近畿運輸局 行動目標



「近畿運輸局業務・組織見直し検討会（座長：総務部長）」では、平成25年度の近畿運輸局の行動目標を以下のとおり設定した。

この行動目標は、職員全員が同じ危機感と問題意識を共有し、かつ、職員一人一人が自ら意識改革を行い、近畿運輸局の存在価値を高めることを目的に設定したものである。

各部・支局・事務所等においては、各個人が行動を起こしやすいような行動目標を所属単位で明確化し、現状よりレベルアップを図るための工夫や取組を目標として掲げ、引き続き具体的かつ実践的な行動目標を設定のうえ業務を遂行する。

(1) 内外への情報発信・情報共有に努めます

(2) より一層のスキルアップに努めます

(3) 風通しが良く活力ある職場づくりに努めます

平成25年度 近畿運輸局 行動目標



「近畿運輸局業務・組織見直し検討会（座長：総務部長）」では、平成25年度の近畿運輸局の行動目標を以下のとおり設定した。

この行動目標は、職員全員が同じ危機感と問題意識を共有し、かつ、職員一人一人が自ら意識改革を行い、近畿運輸局の存在価値を高めることを目的に設定したものである。

各部・支局・事務所等においては、各個人が行動を起こしやすいような行動目標を所属単位で明確化し、現状よりレベルアップを図るための工夫や取組を目標として掲げ、引き続き具体的かつ実践的な行動目標を設定のうえ業務を遂行する。

(1) 内外への情報発信・情報共有に努めます

- EX. 1) 会議に出席した職員は、自治体等に情報提供、また、情報収集を行います。
2) 外部との会議に出席した職員は、必ず発言を行います。
3) イン트라ネットを活用し、局内への情報発信・情報共有を図ります。

(2) より一層のスキルアップに努めます

(3) 風通しが良く活力ある職場づくりに努めます

各個人が行動を
起こしやすいよう
な目標の設定を！

平成25年度 行動目標《総務部》

(1) 内外への情報発信・情報共有に努めます

- ① 1日1回はイントラネットを閲覧し、情報の共有化に努めます
- ② プレスができる能力を身につけ、外部へ情報発信が可能になるように努めます

(2) より一層のスキルアップに努めます

- ① 若手職員が中心となって講師を務め、日常業務や受講した研修について発表する場を設けてスキルアップに努めます

(3) 風通しが良く活力ある職場づくりに努めます

- ① 部長・部次長懇談会等を定期的に開催し、職員間及び管理職とのコミュニケーションの強化を図り、その場では必ず発言をするように努めます

(7) コンプライアンス推進本部での事務所報告

関東地方整備局では、平成25年度中に全事務所長から、コンプライアンス推進本部や本局の実施する一般監査において、各事務所における応札状況に対する事務所長の所感をヒアリングすることとしており、事務所発注工事の落札率や落札業者の傾向について事務所幹部が主体的に考える機会を設けていた。

Ⅲ. 大規模災害発生時の対応に関する取組

1. 報 告

(1) 趣 旨

国土交通省では、大規模災害発生時の対応に関し、災害対策基本法（昭和36年11月法律第223号）第36条第1項の規定に基づき、防災に関してとるべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項を定めた「国土交通省防災業務計画」を作成し、様々な災害に対する予防、応急対策、復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を具体的に定め実施している。

地方整備局、地方運輸局及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方支分部局等」という。）においては、国土交通省防災業務計画等に基づき、その所掌事務に関する防災業務計画等を作成するとともに、常日頃から、大規模災害への対応体制や関係機関との協力・連携体制を整え、訓練を繰り返すことによって職員の対応能力の向上を図るとともに問題点の検証と必要な措置を講じる等、万全の準備をしておくことが必要である。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に対し、国土交通省では総力を挙げて災害対応にあたっており、その中でも、特に、国土交通省において現場を管轄する地方支分部局等は大きな役割を果たしている。

以上を踏まえ、各監察対象機関における大規模災害発生時の対応に関する取組について監察を実施した。なお、本監察事項は平成24年度から継続しており、平成25年度は平成24年度の監察対象でなかった東北地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局、中国地方整備局、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、九州運輸局及び内閣府沖縄総合事務局を対象に監察を行った。

（２）緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の整備・運用の状況

緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等に対して、円滑かつ迅速に災害対応の支援を実施することを目的に、平成２０年４月に創設された。

緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）は、国土交通省防災業務計画において、「大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、「緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令」（平成２４年国土交通省訓令第３１号）に基づき、本省、国土技術政策総合研究所、国土地理院、地方支分部局（航空交通管制部を除く。）及び気象庁に、それぞれ緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を設置するものとする」とされている。

各地方支分部局等においては、国土交通省防災業務計画や緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の派遣について（国土交通省防災会議決定）、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）設置細目（国土交通省災害対策連絡調整会議申し合わせ）等により緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）（以下「ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ」という。）を整備・運用しており、その取組状況について監察を実施した。

１）ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥに関する体制の整備状況

ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥに関する体制については、国土交通省防災業務計画において、「本省、国土技術政策総合研究所及び地方支分部局（航空交通管制部を除く。）は、大規模自然災害の発生時に緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）が迅速に活動できるよう、事前に人員の派遣及び資機材の提供を行う体制を整備する」とされている。また、緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令等においても、体制の整備に関し規定している。

東北地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局、中国地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（以下本監察事項において「整備局等」という。）においては、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの派遣、組織、活動内容等を明確化したＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動マニュアル等を作成し体制を整備していた。

北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、九州運輸局及び内閣府沖縄総合事務局運輸部（以下本監察事項において「運輸局等」という。）においては、地方公共団体等への緊急輸送支援を主な任務とするＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの組織及び運営に関する要綱等を定め体制を整備していた。

しかし、北陸信越運輸局においては、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ隊員本人への職務

命令書は交付されておらず、実際に派遣する際に口頭による職務命令を行うこととしていた。

2) T E C－F O R C Eに関する活動計画の作成状況

T E C－F O R C Eに関する活動計画については、国土交通省防災業務計画において、「本省、国土技術政策総合研究所及び地方支分部局（航空交通管制部を除く。）は、大規模自然災害の発生時に緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E）が迅速に活動できるよう、事前に（略）、想定災害、支援対象及び隊員の運用計画等を定めたT E C－F O R C E活動計画を作成する」、「大規模災害発生時における地方支分部局間の支援や被災地方公共団体に対する技術的な支援を迅速かつ的確に実施するため、地方支分部局はあらかじめ、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、「応援計画」や「受援計画」もしくは、同様の内容を含む計画を整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする」とされている。

各整備局等においてはT E C－F O R C E活動マニュアル等を作成し、この中でT E C－F O R C Eの派遣、組織、活動内容等が具体的に定められていた。

また、関東地方整備局では首都直下地震を想定したT E C－F O R C E活動計画を作成しており、中部地方整備局では南海トラフ巨大地震を想定したT E C－F O R C E活動計画を本省、他地整と調整しながら作成途中であった。

東北地方整備局及び中国地方整備局では、T E C－F O R C E活動計画の作成に向け検討を進めていた。さらに、東北地方整備局では、派遣に必要な携行品から、具体的な活動内容、活動中の安全対策を含む注意点、各種機器の取扱い等を分かりやすくまとめた「T E C－F O R C E隊員手帳」を、中部地方整備局では「T E C－F O R C E隊員手帳」や、現地における活動記録作成や、報道機関対応等の広報活動を適切に行うための「T E C－F O R C E広報マニュアル」を作成し、職員を指導・支援していた。

各運輸局等においては、T E C－F O R C Eの派遣、組織、活動内容等を具体的に定めたT E C－F O R C Eに関するマニュアルや活動計画は作成していなかった。

3) T E C－F O R C Eに関する研修や訓練の実施状況

T E C－F O R C Eに関する研修や訓練については、国土交通省防災業務計画において「T E C－F O R C Eについては、活動計画等に基づき訓練を行うものとする」とされているとおり、平時に研修や訓練を行うことにより、大規模災害

発生時におけるTEC-FORCEの対応能力の向上を図る必要がある。

各整備局等においては、様々な研修や訓練、講演会を実施していた。

中部地方整備局では、年2回のTEC-FORCE研修において、報道機関から講師を招き、「災害と報道」に関する研修カリキュラムを取り入れ、災害発生時の広報の重要性を理解できる研修内容としていた。

各運輸局等においては、TEC-FORCEに関する研修や訓練は行われていなかった。

4) TEC-FORCEの活動状況

TEC-FORCEの創設以降、東日本大震災をはじめ様々な災害が全国各地で発生しており、国土交通省では、平成26年1月30日時点で、33,938人・日（のべ総数）にのぼるTEC-FORCEの隊員を被災地に派遣し、被災状況の調査、災害緊急対応、被災地方自治体の支援及び二次災害の防止といった活動を行っている。（資料Ⅲ－1及び資料Ⅲ－2）

資料Ⅲ－1 TEC-FORCEの活動内容

TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)の概要

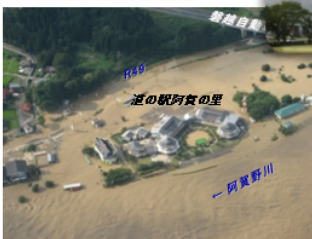


TEC-FORCEとは

- 大規模な自然災害等に際して被災状況の把握や被災地方自治体の支援を行い、被災地の早期復旧のための技術的支援を迅速に実施
- 大臣(災害対策本部長)の指揮命令のもと、全国の各地方整備局等の職員が活動
- 国土交通省各組織の職員合計5,560名(平成26年2月1日現在)を予め任命し、状況に応じて派遣

活動内容

被災状況調査(ヘリ)



被災状況調査



復旧工法の検討



現地での技術的助言



市町村長の右腕となる職員(リエゾン)を派遣



Ku-SATによる通信回線の確保



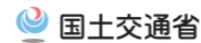
排水ポンプ車による緊急排水



※国交省HPより

資料Ⅲ－２ TEC－FORCEの派遣実績

TEC－FORCEの派遣実績(H20～H23)



平成20年度派遣総数 568人 のべ 1,894人・日

	H20_06岩手宮城 内陸地震	H20_07岩手沿岸 北部地震	H20_07_28の大雨 (石川・富山県)	H20_08末豪雨 (愛知県)	H20_09_02-03の大雨 (岐阜県)
派遣隊員数(人)	408	147	5	5	3
派遣隊員の活動員数 (のべ人・日)	1,499	381	6	5	3

平成21年度派遣総数 238人 のべ 1,248人・日

	H21_07_06-07の大雨 (和歌山県)	H21_7中国・九州北部豪雨 (山口・福岡・佐賀・長崎県)	H21_08駿河湾沖を 震源とする地震	H21台風9号 (兵庫・岡山)
派遣隊員数(人)	4	119	92	23
派遣隊員の活動員数 (のべ人・日)	4	954	249	41

平成22年度派遣総数 131人 のべ 449人・日

	H22_07_16の大雨 (広島県)	H22台風9号 (静岡県)	H22_10奄美地方の大雨 (鹿児島県)
派遣隊員数(人)	22(6)	35(0)	74(9)
派遣隊員の活動員数 (のべ人・日)	69(8)	81(0)	299(15)

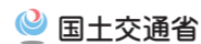
平成23年度派遣総数 3,782人 のべ 23,648人・日

	H23_3_11 東日本大震災	平成23年7月新潟・福島 豪雨(新潟・福島県)	H23台風12号 (奈良・和歌山・三重)	H24_3上越市 板倉地区地すべり
派遣隊員数(人)	2,882(1,836)	131(38)	732(410)	37(0)
派遣隊員の活動員数 (のべ人・日)	18,115(12,898)	262(107)	5,185(2,872)	86(0)

※()内の数値は内書きで、被災地方整備局以外からの派遣者数を表します。

※国交省HPより

TEC－FORCEの派遣実績(H24～H25)



平成24年度派遣総数 293人 のべ989人・日

	H24_04糸魚川市 地すべり	H24_04三条市 地すべり	H24_05低気圧 (茨城県)	H24_06の台風4号 (宮城・三重・奈良・ 和歌山県)	H24_06末 梅雨前線 (鹿児島県)	H24_07九州北部 豪雨 (福岡・大分・熊本 県)	H24_08前線 (京都府・滋賀県)
派遣隊員数(人)	5(0)	4(0)	20(0)	18(0)	19(0)	191(85)	36(0)
派遣隊員の活動員数 (のべ人・日)	6(0)	4(0)	34(0)	20(0)	64(0)	717(404)	144(0)

平成25年度派遣総数 1,390人 のべ 5,710人・日

	H25_4_13 淡路島地震	H25_4_17 三宅島近海地震	H25_4_23 浜松市地すべり	H25_7_6 福岡県岡垣 町町道法面 崩壊	H25_7_18～ 静岡県西伊豆町 豪雨	H25_7_27～ 宮城県栗原市	H25_7_28～ 山口県 島根県	H25_8_9～ 岩手県 秋田県	H25_8_23～ 島根県	台風18号 大阪・京都・奈良 等
派遣隊員数(人)	14(3)	7(0)	65(0)	2(0)	39(0)	9(0)	358(182)	54(0)	150(36)	277(146)
派遣隊員の活動員数 (のべ人・日)	14(3)	7(0)	89(0)	2(0)	53(0)	11(0)	2,011 (1,091)	66(0)	808(245)	1,237 (832)

	H25_10_21 台風26号 東京都大島町 など	H25_10_24 台風27号大 分・愛媛・徳 島・京都・静 岡、など	H25_11_07 秋田市突風	H25_11_21 ～25 秋田県由利 本荘市道路 工事事故	H26_1_26～ 29 北海道福島 町道道土砂 崩れ
派遣隊員数(人)	329(129)	26(0)	4(0)	40(0)	16(0)
派遣隊員の活動員数 (のべ人・日)	1,809(669)	27(0)	5(0)	55(0)	16(0)

平成26年1月30日時点
派遣総数 6,402人
のべ33,938人・日

※()内の数値は内書きで、被災地方整備局以外からの派遣者数を表します。

※国交省HPより

各整備局においては、TEC－FORCEの隊員に加え、災害対策用ヘリコプターや災害対策用機材等についても被災地へ派遣している。（資料Ⅲ－３）

資料Ⅲ－３ 災害対策用機材の配備状況

国土交通省の災害対策用機材の配備状況



大規模な災害には全国の機材が集結し支援を行います。

地整名	排水ポンプ車	照明車	指揮車 (対策本部車、待機支援車)	衛星通信車	Ku-SAT (固定局含む)	ヘリコプター	備考
北海道	27	17	8	4	24	1	
東北	45	29	10	3	46	1	
関東	41	41	25	9	89	1	
北陸	39	37	11	4	36	1	
中部	35	32	15	6	47	1	
近畿	31	26	17	7	30	1	
中国	33	24	6	5	24	0	ヘリは四国地整と共同管理
四国	32	27	11	6	20	1	
九州	59	23	9	6	24	1	
沖縄	1	3	1	1	7	0	
計	343	259	113	51	347	8	

343台

排水ポンプ車

259台

照明車

113台

指揮車

51台

衛星通信車

347台

小型画像伝送装置 Ku-sat

平成24年5月1日時点

その他の機材

土のう造成機(22台)、応急組立橋(27橋)、無人化施工機械(26台)の他、散水車、橋梁点検車、側溝清掃車、路面清掃車など

※国交省HPより

各整備局等においては、適宜、TEC－FORCEとして被災地に派遣された職員がレポートを作成し、課題や参考になった点を取りまとめ、報告会で報告すること等により、職員間でノウハウや教訓を共有し、職員の意識の高揚を図っていた。また、これらを基に資機材、研修、マニュアル等の改善を図っていた。

中部地方整備局では、TEC－FORCE派遣後の課題整理の結果、現地調査における使用頻度の高い機材をあらかじめパッケージした「派遣機材セット」を整備するなど、隊員の経験を基にTEC－FORCEの充実を図っていた。

(3) 業務継続計画（BCP）に関する取組状況

業務継続計画（以下「BCP」という。）は、国土交通省防災業務計画において、「発災時に国土交通省の所管する事務に係る機能が停止もしくは低下した場合においても、防災対策業務及び業務停止が社会経済活動に重大な影響を及ぼす重要業務を継続するための業務継続計画を策定し、そのために必要な業務の実施体制を整えるものとする。なお、策定した業務継続計画については、不断の見直しを行うものとする」とされている。

国土交通省の地方支分部局等は、国民生活や経済活動に直接関わる、道路、航空、港湾等のライフラインやインフラ施設の多くを所管若しくは管理しており、経済・社会活動の継続性の確保を図る上で重大な責務を負っている。

以上を踏まえ、各監察対象機関におけるBCPに関する取組状況について監察を実施した。

1) BCPの作成及び周知状況

① 各機関におけるBCPの作成状況

各監察対象機関及び整備局の事務所等においては、災害応急対策等を行える体制を迅速に確立することを目的にBCPを策定していた。

② 職員へのBCPの周知状況

BCPの職員への周知状況について、各監察対象機関においては、BCP及び関連資料をイントラネットもしくは共通サーバーに掲載し職員がいつでも確認できるように整理していた。

2) BCPに基づく指揮系統、参集方法及び安否確認の方法等の整備状況

① 災害時の本部長代行等権限及び指揮命令系統等の整備状況

災害時の本部長代行等の権限及び指揮命令系統等については、責任者となる本部長が不在の場合でも適切に意思決定がなされるように、あらかじめ本部長代行等の権限を定めておく必要がある。また、組織内の業務が円滑に進むよう指揮命令系統を確立しておくことが必要である。

各監察対象機関においては、防災業務計画やBCP、災害対策本部運営要領等に災害時の本部長代行等の権限及び指揮命令系統等を定めていた。

② 参集予定者の指定、参集方法及び参集予定時間

参集予定者の参集予定方法及び参集予定時間については、大規模災害発生時に迅速に対応するために必要な人員を確実に参集させるため、あらかじめ把握しておく必要がある。

各監察対象機関では、ＢＣＰや災害対策本部運営要領等において参集予定方法及び参集予定時間を一覧表にまとめていた。

また、東北地方整備局、近畿運輸局及び沖縄総合事務局を除く各監察対象機関では、人事異動があった際に速やかな見直しが行われていた。

③ 職員及び家族の安否確認の方法

職員及び家族の安否に関する情報は、災害対応等にあたる職員の確保とその職員が安心して業務に携わるために必要なものである。

関東地方整備局、中部地方整備局及び中国地方整備局では安否確認の方法として、職員の携帯電話へ一斉に安否確認メールを発信し、職員からの返信内容の自動集計結果を管理者が確認できるシステムを導入していた。

東北地方整備局では、現状では、本勤務地に参集し常備している参集受付・確認簿に所定の事項を記入することとなっているが、携帯電話を用いた安否確認システムの導入について検討を行っていた。

沖縄総合事務局及び各運輸局においては、各種マニュアル等の携行や、携帯メール、災害用伝言ダイヤル等の活用により安否確認を行うこととしていた。

３）情報の収集・連絡体制、通信手段等の整備状況

情報の収集・連絡体制、通信手段等の整備については、東北地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局、中国地方整備局及び沖縄総合事務局においては、全国に多重無線通信網（マイクロ）及び光ファイバ通信網を整備しており、これに加え、ＮＴＴの災害時優先電話や災害時優先携帯電話、衛星小型画像伝送装置（Ｋｕ－ＳＡＴ）、国土交通省移動通信システム（Ｋ－ＣＯＳＭＯＳ）、衛星携帯電話等複数の経路による通信網を備えていた。これにより大規模な災害が発生した場合においても、本省及び各整備局等へ防災関連情報を確実に提供できる体制を整備していた。

北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局においては、通信手段として、衛星携帯電話を本局及び各運輸支局等に配置するとともに、ＮＴＴの災害時優先電話を活用することとしていた。

中部運輸局では、一般の電話回線が不通となった場合等において、鉄道事業者との連絡、本省及び他運輸局への連絡・報告を行うため、鉄道事業者が現場等との通信を確保するために整備した専用電話回線である「鉄道電話」の活用について検討していた。

また、各監察対象機関においては、メールシステムやインターネット環境等の冗長化が図られていた。

4) 執務環境等の確保の状況

① 庁舎及び通信施設等の耐震対策の状況

庁舎については、関東地方整備局、中部地方整備局、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、九州運輸局及び沖縄総合事務局の本局では、既に耐震構造の庁舎となっているか又は耐震対策が行われていた。

東北地方整備局二日町庁舎及び中国地方整備局本局においては、耐震点検の結果「倒壊等の危険性は低いが要求される機能が確保できないおそれがある」と診断されていた。これに対して東北地方整備局は、平成27年度に新設する合同庁舎へ移転予定であった。中国地方整備局は、防災業務計画に「本局の庁舎が大規模な被害を受け、使用不可能若しくは使用が著しく困難な場合は、太田川河川事務所に本部を設置する」と規定されており、太田川河川事務所での災害対策本部設置に必要な機器の整備に向けた検討を行っていた。

通信施設等については、関東地方整備局、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、九州運輸局及び沖縄総合事務局の本局では、既に耐震構造となっているか又は耐震対策が行われていた。

中部地方整備局では、屋上鉄塔の耐震対策が行われていなかったが、耐震対策を実施するため予算の確保等の措置が検討されていた。

② 職員及び来訪者も含めた食糧、飲料水等の備蓄の状況

職員及び来訪者も含めた食料、飲料水等の備蓄については、東北地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局においては、発災後職員が帰宅困難な状況が生じ最低1～2日は庁舎内に留まらざるを得ない可能性があることも考慮し、継続すべき優先業務従事者に限定せず、全職員が3日間必要とする食料、飲料水等を備蓄する計画となっていた。

沖縄総合事務局においては、継続すべき優先業務従事者の5日分、全職員の3日分を備蓄する計画となっていた。

中国地方整備局においては、非常時に自主参集要員となっている職員の3日分を備蓄する計画となっていた。

また、各監察対象機関においては、これらの計画に従い必要量を確保又は確保に向けた購入計画を立てており、災害時に適切に供給できる体制を整備していた。

さらに、中部地方整備局では、これまでの大地震の状況を踏まえ、食料、飲料水等の入手が長期間に渡って困難となることが予想されることから、3日分以上の備蓄を行っていた。

これに加え、これまでの大地震の状況を踏まえると庁舎の周辺住民や帰宅困難者が庁舎に避難してくることが十分想定されるため、大規模災害発生時における災害対策業務等の実施に支障が出ないように、一般住民用の食料、飲料水等の備蓄の必要性についても検討する必要がある。

北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局では、来庁者へ提供する食料、飲料水の備蓄量について職員の1割程度の人数と想定し備蓄を行っていた。関東地方整備局では、首都直下地震帰宅困難者等対策における「一時滞在施設の確保及び運営ガイドライン」に基づき、さいたま市と協議を行い、合同庁舎管理庁として入居している他機関とも調整を行いながら備蓄を進めていた。沖縄総合事務局においては、BCPにおいて「来訪者分についても考慮する」とされており、当該計画に基づき今後段階的に確保することが検討されていた。

一方、東北地方整備局、中部地方整備局及び中国地方整備局においては、来庁者に対する備蓄の計画は無かった。

（４）関係機関との連携等に関する取組状況

関係機関との連携等に関する取組については、国土交通省防災業務計画において、「本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、日頃から警察、自衛隊、消防、気象庁、海上保安庁、地方公共団体等関係機関と連絡調整を行い、関係機関相互の連絡体制各種の災害に応じた応急対策等への役割分担について、十分な協議を行っておくものとする」「災害予防、災害応急対策、復旧・復興の各段階において関係機関との連携及び情報共有を図ること」とされている。また、災害が発生した場合には、関係機関と連携し、迅速かつ的確な対応を行う必要がある。

以上を踏まえ、各監察対象機関において、大規模災害発生時における、警察、自衛隊、消防、地方公共団体等関係機関（以下「関係機関」という。）との連携等に関する取組状況について監察を実施した。

１）整備局等における関係機関との連携及び情報共有に関する取組状況

① 関係機関との連携等に関する取組状況

各整備局等においては、各道府県や市町村、気象庁、海上保安庁、警察、自衛隊、運輸局等関係機関と災害時の連携等に関する協定を締結していた。また、道路災害や水害の防止に関し、連絡協議会等を設置し、地元の地方公共団体等関係機関と情報交換等を行い密接な連携を図っていた。

中部地方整備局では、東日本大震災を踏まえ、中部圏の国、地方公共団体、学識経験者、地元経済界による「東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議」を立ち上げ、「中部圏地震防災基本戦略」を策定し、広域的大災害に対し、中部圏の実情に即した予防対策や応急・復旧対策などについて総合的かつ広域的視点から重点的・戦略的に取り組むべき項目や内容を取りまとめていた。

東北地方整備局では、災害時に専門性を必要とする調査の協力として、土木学会、地盤工学会、日本地すべり学会及び砂防学会と協力協定を締結していた。

② 関係機関との情報共有に関する取組状況

各整備局等において、災害時の情報交換に関し、関係機関と防災連絡会を設置するとともに協定を締結していた。

東北地方整備局では、光ファイバを介した防災関連情報の受配信に関する協定を管内６県と締結していた。

中国地方整備局では、平成２５年５月３１日に管内全ての市町村と災害時における情報交換に関する協定を締結していた。また、同整備局山口河川国道事務所では、一般道路における情報提供装置利用マニュアルに関する覚書を山口県警と交わし道路情報板の相互利用をしているとともに、NHKと河川情報のカメラ

映像の提供及び放送等に関する細目協定を締結していた。

③ 地方公共団体への支援に関する取組状況

各整備局等においては、災害時に、地方公共団体からの要請に基づき、災害現場調査員や排水ポンプ車、照明車等災害対策用機材を派遣していた。

中部地方整備局では、平成25年度7月までに管内5県、政令市3市と防災に関する意見交換を各地で実施していた。平成24年度は管内の自治体等を対象に災害対策室視察会を33回開催し、各首長等より災害対策室の業務について理解が得られていた。また、管内全市町村に対し「地域総合支援室」が各事務所に設置されたことを連絡していた。さらに、管内で発生したマグネシウム工場が火災した際、土岐市からの要請に基づき照明車の提供、衛星小型画像伝送装置(Ku-SAT)にて現地画像を市役所の災害対策本部へ配信していた。

④ 地方公共団体へのリエゾンの派遣に関する取組状況

災害対策現地情報連絡員（以下「リエゾン」という。）の派遣については、「災害時における地方公共団体への情報連絡担当官（リエゾン）派遣について」（平成22年8月30日河川局防災課長通知）が整備局等に対し通知されている。当該通知において、各整備局等は、地方公共団体へのリエゾンの迅速かつ積極的な派遣、リエゾンの派遣に関するマニュアルの作成、地方公共団体へのリエゾンの迅速な派遣に関する協定締結の推進及び普段からの地方公共団体との連携強化を図ることとされている。

以上を踏まえ、各整備局等における地方公共団体へのリエゾンの派遣に関する取組状況について監察を実施した。

各整備局等においては、リエゾン派遣者を事前に選定し必要に応じて地方公共団体にリエゾンを派遣する体制を整備していた。

東北地方整備局では、福島県を除く管内5県の全ての市町村と災害時のリエゾン派遣の協定を締結していた。

関東地方整備局では、リエゾン派遣に関する管内全ての市区町村の担当部署、担当者、派遣連絡網を詳細に整理されていた。

沖縄総合事務局開発建設部においては、リエゾンの派遣や活動内容を明確化したマニュアルが策定されていなかった。

各整備局等においては、今後も引き続き、関係機関との連携を密にして、防災情報の共有を図るとともに、効果的な防災対策を講じる必要がある。

2) 整備局等における民間団体との協定の締結状況

民間団体との協定の締結については、国土交通省防災業務計画において、「災害予防、災害応急対策、復旧・復興の各段階において、建設業者等の関係事業者（民間団体）との連携により対策に当たること」とされている。以上を踏まえ、各整備局等における民間団体との協定の締結状況について監察を実施した。

各整備局等においては、建設業界等の団体と災害時における緊急災害対策に係る協定を締結していた。

東北地方整備局では、東日本大震災発生後、新たに建設業6団体を追加し、計23団体と災害復旧に関する協定を締結していた。東日本大震災発生の道路啓開にあたっては、協定を締結している建設業団体が、災害対応の協定に基づき早期の道路啓開に貢献した。

東北地方整備局及び中部地方整備局では、大規模災害発生時に燃料の優先的供給に関する協定を石油商業組合と締結していた。

関東地方整備局の各事務所においては、緊急時における被害拡大防止と被災施設の早期復旧を行うことを目的とした応急対策として、所管施設を一定区間に区切り、それぞれの区間においてあらかじめ応急対策協力業者を選定し、「災害時における災害応急対策業務に関する協定」を締結していた。協力業者の選定にあたっては、希望する業者の公募を行い、申請のあった技術資料を審査・評価し総合的に判断した上で選定していた。また、事務所の協力業者が被災等を受け機能しない場合は、本局において、日本建設業連合会関東支部と「災害時における関東地方整備局管内の災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定」を、管内各県の建設業協会と「災害時における関東地方整備局管内の災害応急対策業務に関する協定」を締結しており、本局が事務所の要請を受けて対応可能業者を特定するなど、災害発生から協力要請の流れに関する基本要請手順が整理されていた。

3) 運輸局等における関係機関との連携及び情報共有に関する取組状況

① 関係機関との連携等に関する取組状況

関係機関との協定の締結状況、被災地等への交通手段の確保のあり方（公共交通機関の運行（航）再開、復旧や緊急支援物資等の輸送手段の確保など）、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報提供のあり方及び災害時における公的諸手続き等の制度運用の弾力的な取扱い等に関する各運輸局等の取組状況について監察を実施した。

(i) 関係機関との協定の締結状況

関係機関との協定の締結状況については、北陸信越運輸局及び九州運輸局では、地方整備局との間で防災情報に関する協定を締結していた。

中部運輸局では、中部地方の国の出先機関、自治体、ライフライン関係事業者・団体等で組織する「東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議」に参画し、中部圏における大規模災害対策等の基本的考え方を示した「中部圏地震防災基本戦略」の策定にかかわるとともに、関係機関等との情報共有や連携に努めていた。

近畿運輸局では、防災・危機管理に関わる近畿所在の指定地方行政機関及び指定公共機関と「近畿防災連絡会」を設置し、相互の情報共有のための連携を強化するとともに、災害対策に関する各機関の取組について意見交換を行っていた。

(ii) 被災地への交通手段等の確保

被災地への交通手段等の確保については、国土交通省防災業務計画において、「被災地住民等の利便性の確保、全国的な輸送システムの維持等を図る観点から、関係省庁、地方公共団体と密接に連携し、陸・海・空の各輸送モードを活用した被災地内輸送、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に係わる代替輸送が円滑に実施されるよう、関係公共機関、関係事業者に対し、必要な指導、調整を行う」「必要に応じ、又は政府本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、関係公共機関、関係事業者に対し、緊急輸送への協力要請を行う」とされている。

北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局においては、緊急輸送マニュアルを整備し、災害時において迅速かつ的確な応急対応が図られる体制になっていた。また、所管事業者のメーリングリストを整備し、情報の収集及び伝達体制を構築していた。

一方、沖縄総合事務局運輸部においては、緊急輸送マニュアルは整備されていなかった。

(iii) 公的諸手続き等の制度運用の弾力的な取扱い等に関する取組状況

公的諸手続き等の制度運用の弾力的な取扱い等に関する取組については、国土交通省防災業務計画において、「被災地の状況に鑑み、必要に応じ、車検の有効期間の延長、近隣の運輸支局での車検の実施、船舶検査証書の有効期間の延長等被災地の住民に対し、交通行政サービスに係わる特例措置を提供するよう努める」「被災地において、適切かつ公正な輸送サービスが提供されるよう、関係公共機関、関係事業者による輸送活動、被災者に対する支援措置、輸送サービスに係わる特例措置等についての相談窓口を設置するとともに、窓口寄せられた問合せ、苦情、要望等には、迅速かつ的確に対応するよう努める」とされている。

近畿運輸局、九州運輸局及び沖縄総合事務局運輸部では、東日本大震

災の教訓を踏まえ、大規模災害が発生した際に公的諸手続き等がより円滑に行われるよう、弾力的な取扱いについて検討を進めていた。

北陸信越運輸局及び中部運輸局では、東日本大震災や過去に発生した新潟県中越地震及び新潟県中越沖地震の際、本省関係部局及び関係団体等と連携し、自動車や船舶の検査証の有効期間の延長、海技免状等の申請手続きの特例措置及び被災者に対する行政相談窓口を設置するなど、被災地の状況を鑑み、必要に応じ、運輸行政サービスに係る特例措置等を行っていた。

(iv) 公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報提供

公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報提供については、国土交通省防災業務計画において、「災害発生時において適切な判断及び行動に資するため、災害に関する情報を一般住民等に伝達するための体制及び施設、設備の整備を図る」「一般住民や被災者の家族等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、公共交通機関の運行（航）状況、交通規制・迂回路等の道路状況等、住民や被災者等に役立つ情報をマス・メディア、インターネット等を通じて迅速・適切に提供するものとする」とされている。

各運輸局等においては、ホームページに所管する交通事業者等のリンク集を掲載し、平時でも情報提供できるよう整備していた。

北陸信越運輸局及び中部運輸局では、東日本大震災及び長野県北部地震が発生した際、直ちに「災害対策本部」を設置し、公共交通機関の運行（航）状況等の情報収集を図り、情報を入手次第、逐次プレスリリースするとともにホームページに掲載するなどの対応を行っていた。

九州運輸局では、公共交通機関（鉄道、バス、フェリー、航空）の運行（航）状況をリアルタイムに提供するシステムである「九州のりものinfo.com」を開設し、情報提供を行っていた。

② 関係機関との情報共有に関する取組状況

大規模災害発生時においては、関係機関との連携を密にし、防災情報の共有を図り、効果的な防災対策を講じる必要があることから、関係機関との情報共有に関する各運輸局等の取組状況について監察を実施した。

北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局においては、次のとおり、地方整備局、地方気象台等関係機関との間において防災情報に関する協定の締結、あるいは防災情報の共有に関する連絡会等を設置していた。

北陸信越運輸局では、北陸地方整備局企画部長及び同局総務部長との間で、必要な情報共有を迅速かつ確実にを行うことを目的とし、「情報伝達ルートの確立に関する確認書」を交わしていた。また、発災時に、地震、津波等の気象情報を入手するため、新潟地方気象台が所有する防災情報提供システムを通じて重要な気象情報を入手し、防災対策に活用していた。

中部運輸局では、中部地方整備局よりＬＡＮ回線を経由して河川監視カメラの画像等をリアルタイムに入手するとともに、名古屋地方気象台が所有する防災情報提供システムを通じて重要な気象情報を入手し、防災対策に活用していた。

近畿運輸局では、近畿地方整備局が有する道路や河川等の映像情報等を暫定無線ＬＡＮ設備を使用して入手し、災害対応を行っていた。また、防災・危機管理に関わる近畿所在の指定地方行政機関及び指定公共機関と「近畿防災連絡会」を設置し、相互の情報共有のための連携を強化するとともに、災害対策に関する各機関の取組について意見交換を行っていた。

九州運輸局では、九州地方整備局との間で「災害等情報の共有に関する協定」を締結していた。また、平成２３年に九州地方の防災関係機関等により構成される「九州防災連絡会」を設置し、各機関が保有する情報の共有を図り、災害対策に関する連携方策について意見交換を行っていた。さらには、九州地方の防災関係機関が所有する各種情報を一元化し、「九州防災ポータルサイト」としてリンク集をホームページに掲載し情報提供を行っていた。

③ 地方公共団体への支援に関する取組状況

地方公共団体への支援に関する取組については、国土交通省防災業務計画において、「地方公共団体と関係公共機関、関係事業者との間で、発災時等における緊急輸送の依頼手順、輸送供給能力、費用負担等を内容とする協定の締結が促進されるよう必要な指導・助言を行う」とされている。

中部運輸局、近畿運輸局、九州運輸局及び沖縄総合事務局運輸部では、大規模災害が発生した際に、民間の施設やノウハウを活用した災害ロジスティックスの構築を図るため、国の機関、地方公共団体や関係団体等で構成する協議会を設置し、同協議会を通じて物流専門家派遣等に関する協定の新規締結や既存協定の内容の充実に向けた働きかけを行っていくこととしていた。

一方、北陸信越運輸局においては、平成１６年１０月に発生した新潟県中越地震の教訓を踏まえ、被災自治体への物流専門家の派遣等を盛り込んだ物資の緊急・救援輸送に関するモデル的な協定案を策定し、管内各県、各県トラック協会

及び倉庫協会に対し協定の締結又は見直しを働きかけた結果、平成１７年度に管内各県において、県とトラック協会及び倉庫協会との間で、物流専門家の派遣及び物資保管等について定めた「災害発生時の物資の緊急・救援輸送・保管等に関する協定」が締結されていた。

中部運輸局、近畿運輸局、九州運輸局及び沖縄総合事務局運輸部においては、東日本大震災の教訓も踏まえ、物流関係団体と地方公共団体との間の物流専門家派遣に関する協定の新規締結や既存協定の内容の充実に向け、より一層の働きかけを行う必要がある。

④ 地方公共団体へのリエゾンの派遣に関する取組状況

大規模災害発生時においては、地方公共団体にリエゾンを派遣し、各自治体のニーズを迅速かつ的確に把握することが重要であることから、地方公共団体へのリエゾンの派遣に関する各運輸局等の取組状況について監察を実施した。

中部運輸局では、被災自治体を対象にリエゾンを派遣し、情報収集や連絡調整が可能となるよう、リエゾン派遣要員選定基準や活動内容等に関する考え方や課題を整理し、平成２５年度中のリエゾン派遣マニュアルの策定に向けて検討を進めていた。一方、北陸信越運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局においては、リエゾンの派遣に関するマニュアルは整備されていなかった。

北陸信越運輸局では、東日本大震災の翌日に発生した長野県北部地震の際に、新潟県及び長野県にリエゾンを派遣し、迅速な情報収集を行っていた。

近畿運輸局では、平成２３年９月に発生した台風１２号により、甚大な被害が発生した和歌山県新宮市及び那智勝浦町に近畿運輸局勝浦海事事務所の職員をリエゾンとして派遣し、自治体のニーズを的確に把握し、後日支援物資を送付していた。

九州運輸局では、平成２３年１月に宮崎県において鳥インフルエンザが発生した際、宮崎県鳥インフルエンザ災害対策本部へリエゾンを派遣し、派遣者が帰還後、本人の報告を含め対応した内容等について整理していた。

各運輸局等においては、今後も引き続き、関係機関との連携を密にして、防災情報の共有を図るとともに、効果的な防災対策を講じる必要がある。

（５）大規模災害への対応に関する各機関の取組状況

各監察対象機関における、大規模災害への対応に関する取組状況について監察を実施した。

１）近年発生した大規模災害への対応状況

平成２３年３月の東日本大震災以降においても、平成２４年７月の九州北部豪雨、平成２５年７月の山口・島根豪雨、同年９月の台風１８号及び前線による大雨、同年１０月の台風２６号による伊豆大島の土砂災害等、全国各地で様々な大規模災害が発生している中、地方支分部局等は相互に連携し、これらの災害へ迅速かつ適切な対応を行っていた。

２）大規模災害を想定した訓練や研修等の実施状況

大規模災害を想定した訓練や研修等については、国土交通省防災業務計画において、「防災教育、防災訓練等の実施による職員等の資質の向上に努める」「防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、国土交通大学校及び地方整備局等において模擬演習等のより実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする」「職員に対して、災害発生時に適切な措置をとり得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする」「災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係行政機関及び地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と連携し、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。なお、訓練の実施にあたっては、計画段階から多数の機関が参画する枠組みを活用するなど、関係機関との連携強化の推進に努めるものとする」とされている。

各監察対象機関においては、工夫を凝らしながら、様々な研修や訓練、講演会等を実施していた。

関東地方整備局においては、同整備局管内の防災関係の行政機関及び公共機関（団体）で構成される「関東防災連絡会」による、連絡体制構築訓練及び情報提供招集訓練を実施していた。これら訓練は、多数の機関が参加する大規模な訓練であり、それぞれの機関の防災連絡担当者間の連携や情報伝達力の向上を図っていた。

中部地方整備局においては、本省や隣接する他の地方整備局も参加する２９２機関による「広域連携防災訓練」を実施していた。訓練の中で、国土交通省、海上保安庁、警察及び自衛隊等の防災機関が共有できる１０kmメッシュの座標値入り地図を使用する工夫がなされていた。

中国地方整備局においては、「大規模地震等突発災害対応初動体制訓練」では、災害対策室の起動やその他システムの操作確認を行い、「ヘリコプター搭乗者訓練」

では、実際に防災ヘリコプター「愛らんど号」に搭乗し、飛行箇所やヘリテレ映像から見て取れる現地の状況をアナウンスし、災害対策本部へ伝達する訓練を行うなど、実際の災害対応に即した実践的な訓練を行っていた。

中部運輸局においては、「緊急伝達・安否確認訓練」の中で、人事異動直後に行う伝達網の確認に主眼を置いた事前通告の訓練及び人事異動から一定期間後に行う職員の習熟度合いの把握等に主眼を置いた無通告の訓練を実施しており、人事異動後の防災体制の確認や、職員の常日頃からの防災意識の高揚を図っていた。

3) 災害対応や訓練等により抽出された課題等またそれを踏まえて行った各種防災計画の見直し等の措置状況

災害対応や訓練等を踏まえた課題等に対する措置については、国土交通省防災業務計画において「訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回以降の訓練の充実を図るものとする」とされている。

また、訓練のみならず、実際に発生した災害への対応についても評価を行い、課題等を抽出した上で改善事項について検討し、防災業務計画等の見直しを行うといった取組を継続的に実施することで、大規模災害発生時における対応能力を向上させていく必要がある。

各監察対象機関においては、東日本大震災などの災害対応や様々な訓練を実施しており、これらを踏まえて課題や教訓を抽出していた。さらに、これら課題への対応についても検討を進めており、防災業務計画等、各種防災関係の計画書やマニュアル等への反映を実施していた。

東北地方整備局においては、東日本大震災の経験を基に、各クラスの指揮官の行動規範となる具体の指針を整理し「災害初動期指揮心得」としてまとめ、国土交通省内への配布だけでなく、一般にも公表していた。本図書は、国土交通大学校での研修や、東北管区警察局の警察学校における研修においても教材として使用されており、今後の大規模災害対応における重要な指針となっている。

中部地方整備局においては、災害発生時に災害対策本部に参集した職員が何をすべきかを明確にするため、「災害対策本部室の初動対応手順書」及び「災害対策本部連絡手帳」を作成していた。これらの資料は、誰でも簡単に理解し活用できるように災害時に必要な情報が簡潔にまとめられ、実際の災害対策室の写真を用いた各種機器の操作説明などの工夫も凝らされていた。

東北地方整備局岩手河川国道事務所及び中国地方整備局山口河川国道事務所においては、防災訓練後に明らかとなった各種課題に対して対応策案、改善策案を細かく検討し、担当責任者を決めて対応に当たっており、災害対応のPDCAを適切に実施していた。

北陸信越運輸局においては、平成１６年新潟県中越地震、平成１９年新潟県中越沖地震、平成２３年東日本大震災及び長野県北部地震への対応を冊子にまとめ、中越地震、中越沖地震の冊子については、本省、各地方運輸局及び管内各県等に配布していた。これらの冊子は、防災対策の具体的内容、成果及び今後の課題等を詳細かつ分かりやすくまとめており、北陸信越運輸局のみならず、関係機関にとっても今後の防災対策に参考となる資料となっていた。

九州運輸局においては、平成２４年７月の九州北部豪雨における災害対応での反省点や意見を基に、「平成２４年７月九州北部豪雨を踏まえた今後の防災業務に係る教訓」を整理し、今後の災害対応に活用できる資料となっていた。

一方で、近畿運輸局においては、平成２５年４月に発生した淡路島地震の対応で明らかとなった課題は整理していたが、各種訓練からの具体的な課題や教訓等の抽出や整理はなされていなかった。

各監察対象機関においては、引き続き、抽出された課題に対して速やかに対応を検討し、防災関係の計画書やマニュアル等にもその都度遅滞なく反映する必要がある。

４）その他、大規模災害への対応に関する各機関における独自の取組状況

各監察対象機関では、大規模災害への対応を迅速かつ円滑に行うため、地域の特性を踏まえつつ次のような取組を行っていた。（表Ⅲ－１）

表Ⅲ－１ 大規模災害への対応に関する各機関における独自の取組状況

機関名	取組状況
東北地方整備局	東日本大震災の記録を整理し、「震災伝承館」として東北地方整備局のウェブサイトで公開していた。ここで公開している資料は、一般利用者だけでなく、専門家（建設業界、報道関係者等）向けのページも作成されており、復興の状況（定点写真、年表等）についても日々更新していた。また、収蔵した約１万点の写真・映像は全て２次利用可能としており、今後は復興のプロセスもわかりやすく追補する予定としていた。
	「震災伝承館」以外にも、東日本大震災に関わる記録集、図書類を数多く作成していた。さらに、関係機関（自治体・業界）の活動状況を知ることの重要性から、東北地方整備局だけでなく、関係機関の記録集・図書類も含めたリストを作成し、拡充中であった。

東北地方整備局 岩手河川国道 事務所	災害対応に当たって必要となる情報が網羅的かつ分かりやすく簡潔にまとめた「岩手河川国道事務所防災手帳」を作成し、内容に変更があるたびに見直しを行い、全事務所職員に常に携行するよう指示していた。
	地域のコミュニティーFMラジオ局と「災害時における防災・緊急情報の提供に関する覚書」を締結し、事務所管内で災害が発生、または災害の発生の恐れがあるときに、住民へ迅速かつ正確に情報が伝わるように、防災・緊急情報等を提供する体制を整えていた。
関東地方整備局	平成25年度より、月1回程度、各部の防災担当者による「関東地方整備局防災関係連絡調整会議」を開催し、災害対策関係の各種計画・要領の改正や見直しについて意見交換等を行い、BCPの計画書に記載されている「課題」についても議論を行っていた。定期的に議論することで効果的・継続的にPDCAサイクルによる計画書の改善を図っていた。
関東地方整備局 高崎河川国道 事務所	災害対策用機器の適切な運用・操作を目的とした「災害対策用機器合同操作訓練」を事務所職員だけでなく、他事務所職員や地方公共団体職員また災害協定締結業者と合同で実施し、事前にマスコミ等に連絡し公開で行っているなどの工夫がなされていた。災害対策用機器の運用・操作の習熟と共に、関係機関との連携強化にも資する実践的な訓練であった。
中部地方整備局	TEC-FORCEの活動の際に、現地における活動記録作成や、報道機関対応等の適切な広報活動のためにTEC-FORCE隊に広報班を位置づけるとともに、「TEC-FORCE広報マニュアル」を作成していた。また、年2回のTEC-FORCE研修において、報道機関から講師を招き、「災害と報道」に関する研修カリキュラムを取り入れ、災害発生時の広報の重要性を理解できる研修内容としていた。
中部地方整備局 清水港湾事務所	防災訓練において、情報伝達訓練の他に、折りたたみボートの組み立て実施訓練を行っていた。また、訓練からの意見や課題を整理しており、それに基づき、清水港湾事務所は津波による浸水が想定されるため、平成25年度中に1階事務室を3階に移動する計画を立てていた。
中国地方整備局	整備局の防災担当者は、休日の連絡要員を当番制としており、参集要員は、合同庁舎内に駐車できるよう自家用車を災害等緊急車両として登録していた。休日の防災体制の責任が明確となり、また、スムーズな参集のための工夫がなされていた。

中国地方整備局 山口河川国道 事務所	災害対策用機器の適切な運用・操作を目的とした「災害用対策機械設営訓練」を事務所職員と災害協定締結業者が合同で実施し、事前にマスコミ等に連絡し公開で行っているなどの工夫がなされていた。 災害対策用機器の運用・操作の習熟と共に、関係機関との連携強化にも資する実践的な訓練であった。
北陸信越運輸局	北陸地域を所管する関係行政機関、学識経験者、経済団体、物流団体、港湾関連企業、空港関連企業からなる「北陸地域国際物流戦略チーム」の下に、「広域バックアップ専門部会」を平成24年度に立ち上げた。 今後、首都圏直下地震等の太平洋側で発生が予測される大震災の際には、日本海側に物流の代替輸送ルートを確保する代替戦略が必要となり、本専門部会はこの具体策等を検討するという目的を持っていた。
中部運輸局	鉄道事業者を対象とした「津波対策鉄軌道連絡会」、大手乗合バス事業者を対象とした「乗合バス防災担当者連絡会」、海上輸送に関しては、管内各県、海運団体及び中部運輸局で構成する「災害時における海上緊急物資輸送対策検討会」を設置し、災害発生時の対応や避難、海上輸送が円滑に行われるよう検討や体制整備を推進するなど、意見交換や認識の共有に努めていた。
近畿運輸局	近畿運輸局として取り組むべき大規模地震対策の現状、課題、行動計画を「近畿運輸局の大規模地震対策アクションプラン」として取りまとめており、今後の災害対応に活用できるよう内容が整理されていた。
九州運輸局	九州運輸局の防災業務について、より実効性の高い災害対応体制の構築に向けた見直しを行うため、九州運輸局運輸安全防災・危機管理業務推進本部の下部組織として、本局各部の総務担当課長等で構成する「防災業務見直しPT」を平成24年3月に設置し、災害時の初期対応を中心に様々な検討を行っており、平成25年度は、関係機関との連携等、対外連携の推進を中心に検討を進めていた。検討の中で、東北運輸局作成の防災対応チェック表を活用し、九州運輸局の現状と対応を整理するなどの工夫も見られた。
沖縄総合事務局	「絆・東日本応援プログラム」として、東日本大震災関連のパネル展、災害対策車等の展示、沖縄総合事務局災害対策室の一般開放、小学生を対象にした防災学習会、復興応援講演会等を開催していた。東日本大震災の復興を応援するとともに、災害に強い沖縄のまちづくりや災害に対する備えについて考える機会となっていた。

引き続き、各監察対象機関では地域の特性を踏まえて大規模災害への対応に関する取組を的確に実施していく必要がある。

5) 防災業務計画等の改正状況及び職員への周知状況

① 防災業務計画の改正状況

防災業務計画の修正については、国土交通省防災業務計画において、「施設等機関及び地方支分部局の長は、防災基本計画及びこの計画に基づき、その所掌事務に関し必要に応じて防災業務計画を作成するとともに、毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない」とされている。

各監察対象機関においては、防災業務計画について内容を見直し必要に応じ修正、又は修正作業中であった。

② 防災業務計画等の職員への周知状況

防災業務計画等の防災関係資料の職員への周知状況については、各監察対象機関において、防災関係資料を冊子形式で関係部局に配備するとともに、職員がいつでも確認できるようにイントラネット又は共有サーバーで整理していた。

中国地方整備局においては、イントラネットへの掲載について、諸資料の位置づけが理解しやすいように体系的に整理され、それぞれの書類名をクリックすると内容が閲覧できるようになっており、職員が分かりやすいように工夫されていた。さらに「災害対策計画」については、中国5県、政令市に冊子形式で配布されており、災害時のスムーズな連携に寄与すると考えられる。

近畿運輸局においては、防災業務関連資料の一つとして、「近畿運輸局災害対応ガイドライン（本局編）」を作成しており、災害時の対応として職員が最低限知っておくべき内容を分かりやすくコンパクトにまとめていた。

沖縄総合事務局においては、災害発生時の初動体制を迅速に実施し、的確な災害対策を講じることを目的として、災害対策関係の各種要項をとりまとめた「災害等対策手帳」を作成し、職員全員に配布することにより平時から危機管理意識の高揚に努めていた。

一方、北陸信越運輸局、中部運輸局においては、共有サーバーへの掲載については、フォルダ構成の深い階層に資料が掲載されているため、災害発生時に職員が目的とする資料を探し出すのが困難であった。

（６）大規模災害への対応に関する各機関の長の取組【幹部職員に対する個別ヒアリングの実施結果】

地方支分部局等の長は、国土交通省防災業務計画において、「災害が発生するおそれがある場合若しくは災害が発生した場合に、所掌事務に係る防災対策を推進するため、必要に応じて、非常本部及び緊急本部に準じた組織を設置するものとする。また、必要に応じ、現地に災害対策本部に準じた組織を設置するものとする」とされている。

また、地方支分部局等の長は、緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令第４条（指揮監督等）において、「地方支分部局（略）の緊急災害対策派遣隊の事務を統括する」とされている。

大規模な災害が発生した場合、各地方支分部局等の長等の幹部職員は、各機関の指揮官として職員の先頭に立ち、部下職員に対し的確に指示し、組織が一丸となって総力を挙げて災害対応に当たれるよう、リーダーシップを発揮して災害対応に当たることが求められている。

よって、大規模災害が発生した場合若しくは平時における幹部職員の指揮官としての役割や心構え、リーダーシップのあり方、また、部下職員への指導状況や組織としての取組状況を確認するため、幹部職員（表Ⅲ－２）に対する個別ヒアリングを実施した。

表Ⅲ－２ 大規模災害への対応に関する個別ヒアリングの対象者

対象機関名	対象者
東北地方整備局 岩手河川国道事務所	局長 事務所長
関東地方整備局 高崎河川国道事務所	局長 事務所長
中部地方整備局 清水港湾事務所	局長 事務所長
中国地方整備局 山口河川国道事務所	局長 事務所長
北陸信越運輸局	局長
中部運輸局	局長
近畿運輸局	局長

九州運輸局	局長
沖縄総合事務局	開発建設部長 運輸部長

個別ヒアリングの結果、幹部職員は、次のように、いずれも組織のトップとして高い認識の下、工夫を凝らしながら様々な取組を行っていた。

- ・東日本大震災の経験と、地域との信頼関係が二つの大きな財産であり、今後これらの財産を活かしながら、更に災害対応能力を向上させていく必要がある。
- ・平成25年度もこれまで経験したことのないような大雨を各地で経験し、多くの災害が発生したところであり、これらから得られた教訓も整理し活かしていく必要がある。教訓の一事例として、余裕を持った資機材の準備、関係市町村や近隣他事務所との情報交換体制の更なる充実が挙げられる。
- ・平時においては、訓練を行うことが重要であるが、更に訓練の結果を検証し常に改善を図っていくことが重要である。
- ・災害対応で重要なことは、その時になって対応を悩まないことであり、そのために事前の準備をしっかりと行っておくことが重要である。事前の準備についてはやりすぎということはなく、できることは全てやっておくつもりでいる。
- ・事前にある程度予測ができる豪雨災害とは異なり、突然やってくる地震災害等については、更なる訓練が必要であると考えている。
- ・運輸局は、地方整備局とは異なり、自治体や関係事業者を通じて、情報入手したり、支援物資輸送等の指示や依頼を行ったりすることになるため、平時より自治体や事業者とのきめ細かい関係を構築しておくことが重要である。そのため、日頃の訓練が何よりも重要である。その際、東日本大震災について東北運輸局が行ったケーススタディを参考にし、災害対応に備えておくことを重視している。
- ・災害への備えとしては、職員個々人の危機管理意識の徹底が重要であり、災害発生時の気持ちの切り替えが重要である。
- ・「災害は現場に学ぶ」が基本であることから、現場経験が豊富なOBや防災エキスパートの経験を伝承していくために、意見交換会を開催した。
- ・災害対応で重要なことは、指揮命令系統がしっかりと確立されることであり、これによりの確な初動対応が可能となる。そのために、休日でも、局

長または企画部長と、部長以上の局幹部が職場周辺に待機している体制をとっている。

- ・大規模災害への対応は、整備局としての最重要ミッションであり、人命救助を第一とし、初期対応を重視し、また、自治体支援については「自治体からの要請がなくてもこちらから行け」を基本方針としている。
- ・大規模災害時についての心構えとして、人命第一を最優先にして、部下職員に対しては「津波が来たら逃げろ」「安否の連絡を含む初動体制をしっかりとすること」「備えていれば必ずできる」と指導している。
- ・大規模災害発生時においては、トップがぶれずに冷静沈着でいることが何よりも重要である。
- ・トップの行動として必要なことは、まず手順に従って行動を起こすことが重要であるとともに、想定外の事態が発生した場合には、マニュアルにとらわれずに素早く具体的な指示を出すことが重要である。また、対応方針を明確にし、職員の役割分担を適宜見直すなど人員配置を柔軟に行い、臨機応変に対応することが重要である。
- ・各種情報を入手した際は、冷静沈着に重要な情報であるかどうか見極めたいうえで、直ちにトップからトップに情報を伝えることが重要である。
- ・災害対応は長期間に渡ることから職員を疲弊させないことが重要であり、そのためには、早めの判断や、体制シフト表の早めの作成などが必要である。
- ・TEC-FORCEについては、被害状況の調査や技術支援が重要であるのはもとよりだが、そのためにも、隊員の健康管理が特に重要である。
- ・事務官も体制に加え、現地での飲食物や眠る場所の確保、健康ケア等のバックアップ、活動記録やマスコミ対応窓口を担わせるなど、技官・事務官の連携により、TEC-FORCEは、より効果的・効率的な活動をすることができる。
- ・国の機関が持つ全国的なネットワークという強みを十分に発揮するためにも円滑なTEC-FORCEの受け入れ体制を整えておくことが重要である。
- ・マスコミ対応については、迅速な対応が特に重要である。
- ・コンプライアンスも、大規模災害対応も共通するのは、私どもは国民のために大変重要な業務を行っているとの自覚が基本にあり、一人一人の職員の努力が国民のためになるということを今後も伝えていくことが重要である。

幹部職員は、平常時から、非常時における自身の役割や心構え、リーダーシップのあり方等について認識を高めておくとともに、部下職員の危機管理意識や組織としての対応能力の向上を図るための取組を継続して実施していく必要がある。

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災や、平成２４年７月の九州北部豪雨、平成２５年７月の山口・島根豪雨、同年９月の台風１８号及び前線による大雨、同年１０月の台風２６号による伊豆大島の土砂災害等、全国各地で様々な大規模災害が発生している中、国土交通省の現場を管轄する地方支分部局等は、相互に連携して大きな役割を果たしたところであり、地域住民の方々にも認識していただいたところである。

平成２４年８月に「南海トラフの巨大地震に関する津波高、浸水域及び被害想定」が公表されるなど、地震や津波等による大規模災害への社会的な関心や切迫感が高まっている状況を踏まえると、大規模災害発生時の対応についてはこれまで以上にスピード感をもって取り組んでいく必要がある。

今後も、非常時に大きな力を発揮できるよう、各監察対象機関においては、大規模災害への対応体制や関係機関との協力・連携体制を万全に整え、研修や訓練を繰り返すことによって職員の危機管理意識や対応能力の向上を図るとともに、問題点の検証とこれを踏まえた必要な措置を早期に講じる等、万全の準備を平常時から継続して行っていく必要がある。

2. 提示意見

- ア 各監察対象機関においては、非常時に大きな力を発揮できるよう、大規模災害への対応体制や関係機関との協力・連携体制を万全に整え、研修や訓練を繰り返すことによって職員の危機管理意識や対応能力の向上を図るとともに、問題点の検証とこれを踏まえた必要な措置を早期に講じる等、万全の準備を平常時から継続して行っていくこと。
- イ 各監察対象機関の長等の幹部職員は、平常時から、非常時における自身の役割や心構え、リーダーシップのあり方等について認識を高めておくとともに、部下職員の危機管理意識や組織としての対応能力の向上を図るための取組を継続して実施すること。
- ウ 各監察対象機関においては、訓練や災害への対応を踏まえ抽出された課題に対して速やかに対応を検討し、防災関係の計画書やマニュアル等にその都度遅滞なく反映すること。
- エ 北陸信越運輸局においては、TEC-FORCE隊員本人への職務命令書の交付について検討を行うこと。
- オ 運輸局等においては、TEC-FORCEの派遣、組織、活動内容等を具体的に定めたTEC-FORCEに関する活動マニュアルや活動計画を作成すること。
- カ 運輸局等においては、TEC-FORCEに関する研修や訓練を行うこと。
- キ 東北地方整備局、近畿運輸局及び沖縄総合事務局においては、BCPや災害対策本部運営要領等に掲載している参集予定方法及び参集予定時間の一覧表について、人事異動等があった際には速やかに見直しを行うこと。
- ク 東北地方整備局、中部地方整備局及び中国地方整備局においては、大規模災害発生時に来庁者へ提供する食料、飲料水の備蓄の必要性について検討を行うこと。
- ケ 沖縄総合事務局開発建設部、北陸信越運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局においては、リエゾンの派遣に関するマニュアルを作成すること。

- コ 沖縄総合事務局運輸部においては、災害時に迅速かつ的確な応急対応が図られるよう、具体的な手順等を定めた緊急輸送マニュアルの整備に向けた検討を行うこと。
- サ 中部運輸局、近畿運輸局、九州運輸局及び沖縄総合事務局運輸部においては、東日本大震災の教訓も踏まえ、物流関係団体と地方公共団体との間の物流専門家派遣に関する協定の新規締結や既存協定の内容の充実に向け、より一層の働きかけを行うこと。
- シ 北陸信越運輸局及び中部運輸局においては、防災関係資料の共有サーバーへの掲載について、災害発生時に職員が目的とする資料を素早く捜し出せるように、分かりやすく整理すること。

3. 推奨事例

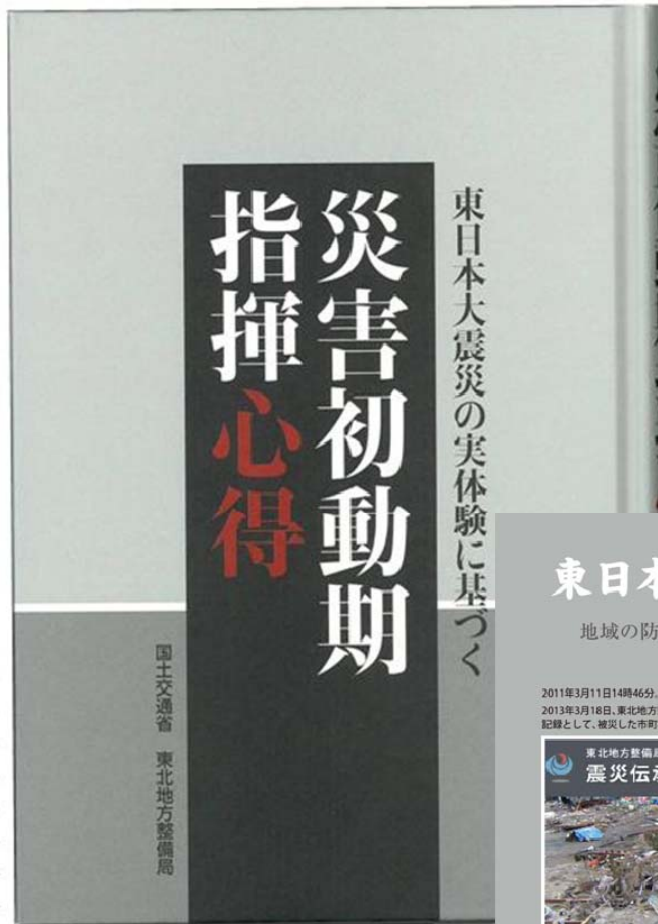
(1) 東北地方整備局における東日本大震災の経験・記録を整理し後世に伝えるための取組

東日本大震災の経験を基に、各クラスの指揮官の行動規範となる具体の指針を整理し「災害初動期指揮心得」としてまとめ、国土交通省内への配布だけでなく、一般にも公表していた。本図書は、国土交通大学校での研修や、東北管区警察局的警察学校における研修においても教材として使用されているなど、今後の大規模災害対応における重要な指針となっている。

また、東日本大震災は、日本の甚大な津波災害を画像・映像等で克明に記録した初めての災害と言われており、これらの記録を後世に伝えるために、東日本大震災の記録を整理し、「震災伝承館」として東北地方整備局のウェブサイトで公開していた。ここで公開している資料は、一般利用者だけでなく、専門家（建設業界、報道関係者等）向けのページも作成されており、また、復興の状況（定点写真、年表等）についても日々更新していた。また、収蔵した約1万点の写真・映像は全て2次利用可能としていた。さらに、今後は復興のプロセスもわかりやすく追補する予定であった。「震災伝承館」以外にも、東日本大震災に関わる記録集、図書類を数多く作成していた。さらに、関係機関（自治体・業界）の活動状況を知ることの重要性から、東北地方整備局だけでなく、関係機関の記録集・図書類も含めたリストを作成し、拡充中であった。（資料Ⅲ－4）

東日本大震災の記録や、災害に対応する職員の活動記録、またそれらから得られた多くの教訓は非常に重要なものであり、それらを整理し後世に伝える取組を着実に進めており評価できる。

資料Ⅲ－４ 「災害初動期指揮心得」および「震災伝承館案内」



東日本大震災の記憶を後世に伝える

地域の防災力向上のため、また、明日への備えの一助となれば幸いです。

「東北地方整備局震災伝承館」を開設

2011年3月11日14時46分、東日本大震災は、多くの人命、資産を奪い、私たちに大きな爪痕を残しました。
2013年3月18日、東北地方整備局は同じ悲劇を二度と繰り返してはならぬという思いから津波石を建てた先祖たちのように、この被災経験・教訓を活かすための記録として、被災した市町村などからご協力を頂いた約1万点の写真と映像などを掲載したWebサイトを作成しました。

東北地方整備局
震災伝承館



HOME 震災経緯 写真 動画 年表 読みもの より知りたい人へ リンク

2011年3月11日14時46分、東日本大震災は、多くの人命、資産を奪い、我々に大きな爪痕を残しました。過去から繰り返す津波の教訓と、その都度建てられた津波石。先祖の代から続く無言の「二度と繰り返してはならぬ」東日本大震災は、日本の基となる津波災害を画像・映像等で究明に記録した初めての災害と言われています。我々東北地方整備局も津波石を築いた先祖達のように、同じ悲劇を繰り返さないことを願い、この被災経験・教訓を活かすための記録を作成しました。

写真、映像等の各種資料は二次利用を想定しています。
貴局が作成する資料へ添付していただくことも可能ですので、コンテンツを利用する場合は、転載依頼フォームからご連絡下さい。
明日の日本の防災力向上へ向け、皆様と一緒にこの出来事を伝承していくことを強く希望します。

ピックアップ写真ライブラリ



ピックアップ動画ライブラリ



▲ ページの先頭へ

本Webサイトに掲載されている写真・映像等の資料は、皆様が作成する資料に御活用いただくことが可能です。 ※転載フォームから依頼が必要

東北地方整備局震災伝承館は
<http://infra-archive311.jp/>



又は、東北地方整備局サイト
<http://www.tohoku.go.jp/tohokunet/>

上部バナー
震災伝承館

（２）関東地方整備局における災害時の応急対策・資材調達に関する業者等との協定

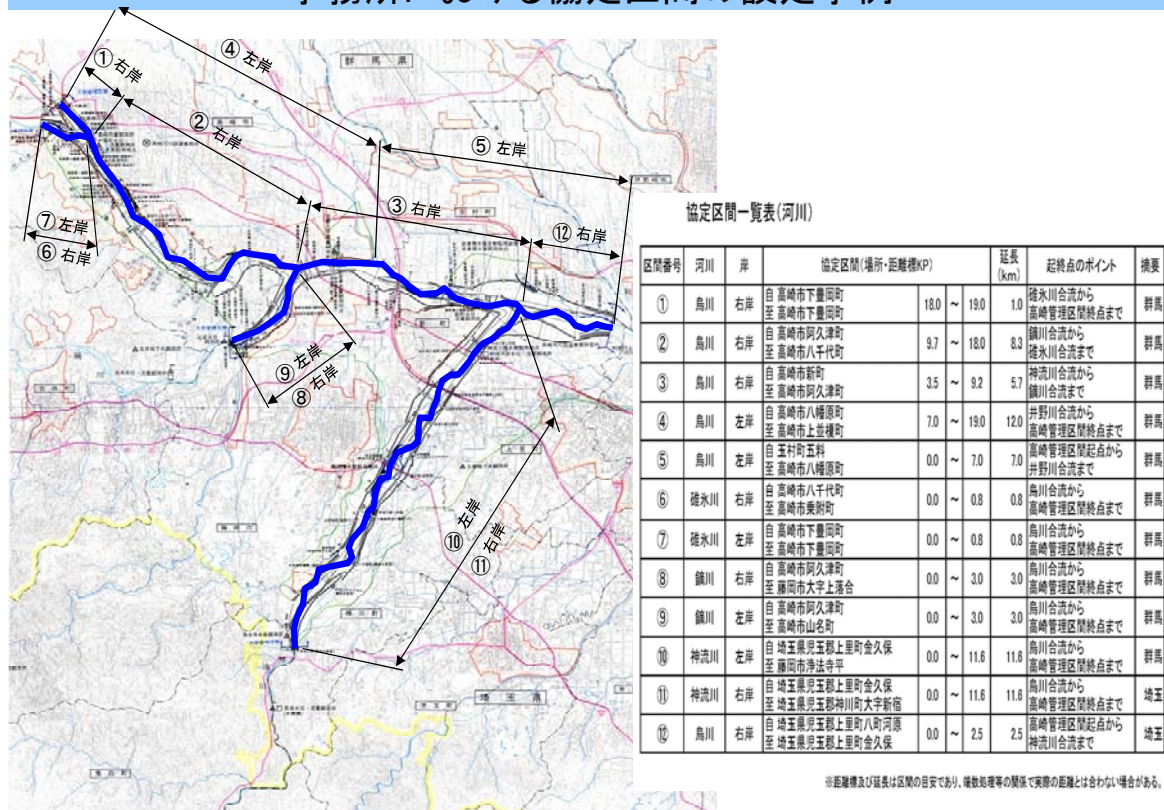
関東地方整備局の各事務所においては、緊急時における被害拡大防止と被災施設の早期復旧を行うことを目的とした応急対策として、所管施設を一定区間に区切り、それぞれの区間においてあらかじめ応急対策協力業者を選定し、「災害時における災害応急対策業務に関する協定」を締結していた。協力業者の選定にあたっては、希望する業者の公募を行い、申請のあった技術資料を審査・評価し総合的に判断した上で選定していた。

また、事務所の協力業者が被災等を受け機能しない場合は、本局において、日本建設業連合会関東支部と「災害時における関東地方整備局管内の災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定」を、管内各県の建設業協会と「災害時における関東地方整備局管内の災害応急対策業務に関する協定」を締結しており、本局が事務所の要請を受けて対応可能業者を特定するなど、災害発生から協力要請の流れに関する基本要請手順が整理されていた。（資料Ⅲ－５）また、上記民間団体と共同で、協力要請に係る情報伝達訓練も実施していた。

災害発生時の応急対策・資材調達を迅速に行うための仕組みが、事務所だけでなく局のバックアップ体制も含めて整備され、さらにこれを円滑に機能させるための訓練も実施されており評価できる。

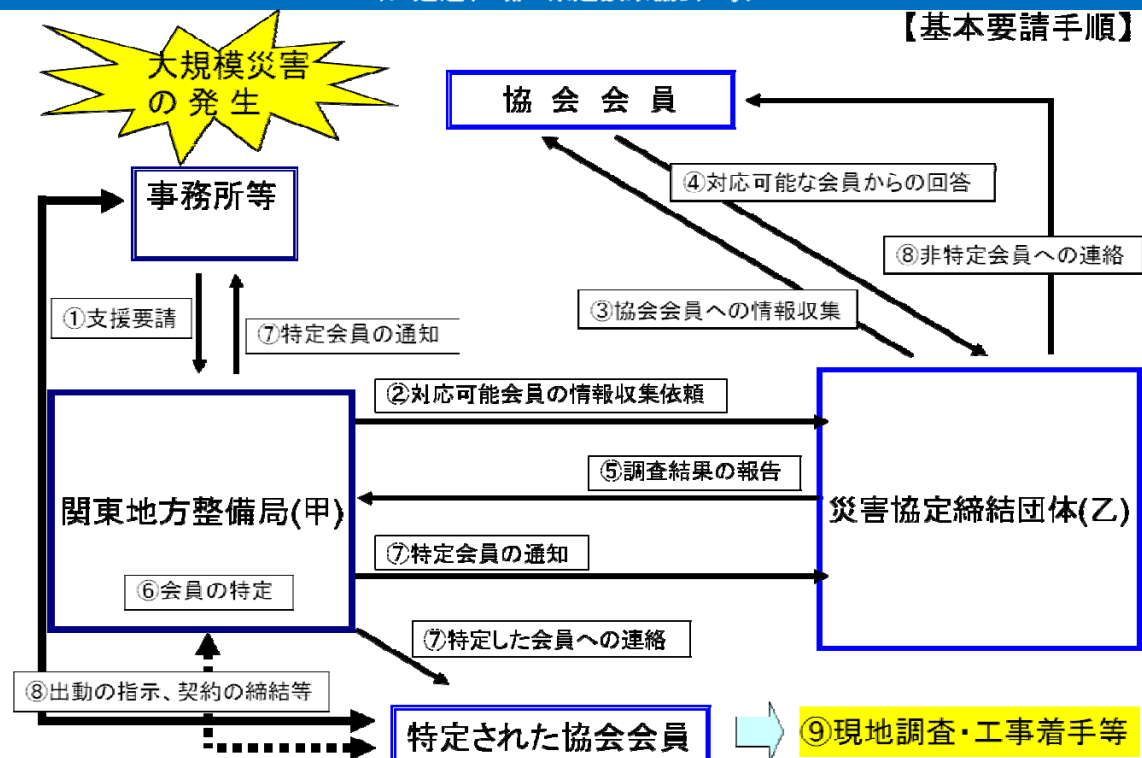
資料Ⅲ－５ 災害時の応急対策・資材調達に関する民間団体との協定

事務所における協定区間の設定事例



災害時における協力要請の流れ (日建連、1都8県建設業協会 等)

【基本要請手順】



（３）中部地方整備局及び中部運輸局における関係機関との連携・協力に関する取組

東日本大震災を踏まえ、中部圏の国、地方公共団体、学識経験者、地元経済界による「東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議」を中部地方整備局が事務局として立ち上げ、中部運輸局も共同参画し、「中部圏地震防災基本戦略」を策定・公表した。本戦略は南海トラフ巨大地震などの広域的大災害に対し、中部圏の実情に即した予防対策や応急・復旧対策などについて総合的かつ広域的視点から重点的・戦略的に取り組むべき項目や内容を取りまとめたものとなっている。さらに、「優先的に取り組む連携課題」を１０課題選定し、平成２５年度より、課題解決のためのフォローアップを実施していた。（資料Ⅲ－６）

中部圏における防災に関わる多くの機関が一同に会し、情報共有のみならず具体的な課題を選定し責任者を決めて解決にあたるなど、今後発生が想定される巨大地震に対する広域的かつ戦略的な取組と言え評価できる。

戦略会議の概要

東日本大震災を踏まえ、運命を共にする中部圏の国、地方公共団体、学識経験者、地元経済界が幅広く連携し、東海・東南海・南海地震等の巨大地震に対して総合的かつ広域的視点から一体となって重点的・戦略的に取り組むべき事項を「中部圏地震防災基本戦略」として協働で策定し、フォローアップしていきます。



「中部圏地震防災基本戦略」とは

南海トラフ巨大地震などの広域的大災害に対し、中部圏の実情に即した予防対策や応急・復旧対策などについて**総合的かつ広域的視点から重点的・戦略的に取り組むべき項目や内容を取りまとめたもの**です。

「中部圏地震防災基本戦略」のポイント

国の機関や地方公共団体のみならず、学識経験者や地元経済界などが一体となって策定被害の最小化のためには、各機関が緊密に連携し事前に十分な対策を講じることが必要

「中部圏地震防災基本戦略」の中から各機関の緊密な連携なくしては達成が難しく、かつ緊急に対処すべき10課題を「**優先的に取り組む連携課題**」として選定

基本戦略の推進に向けて

1. 生活や経済活動を守る施策の推進
2. アクションプラン策定による着実な施策の推進
3. 「中部圏地震防災基本戦略」各施策について国への働きかけ
4. 地震・津波防災訓練（防災-TEC）の毎年実施



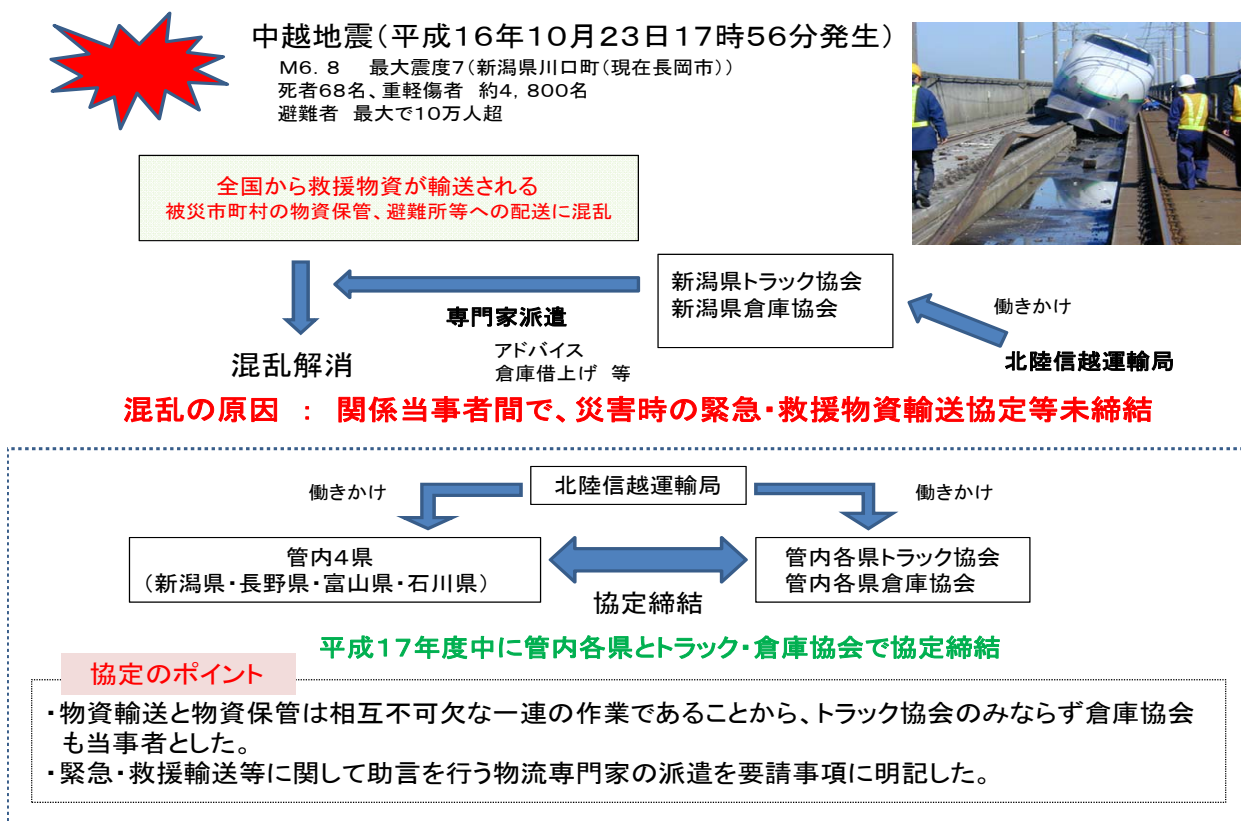
H24.3.13 防災-TEC（防災訓練）

（４）北陸信越運輸局における緊急時の輸送体制の確立に向けた取組

北陸信越運輸局では、平成１６年１０月に発生した新潟県中越地震の際、物流面において広域に散在する各避難所への緊急・救援物資輸送に大きな混乱が生じたため、災害時に物資の緊急・救援輸送等が円滑に行われるよう、被災自治体への物流専門家の派遣等を盛り込んだ物資の緊急・救援輸送に関するモデル的な協定案を策定し、管内各県、各県トラック協会及び倉庫協会に対し、協定の締結又は見直しを働きかけた結果、平成１７年度中に管内各県において、県とトラック協会及び倉庫協会との間で物流専門家の派遣及び物資保管等について定めた「災害発生時の物資の緊急・救援輸送・保管等に関する協定」が締結されていた。

これは、新潟県中越地震により物流面に関して大きな混乱が生じた原因は、関係当事者間で、災害時の緊急・救援物資輸送協定等が締結されていなかったことが初動対応の遅れに繋がったなどの課題を踏まえ、北陸信越運輸局が他の運輸局に先駆けて行った取組であり評価できる。（資料Ⅲ－７）

資料Ⅲ－７ 緊急時の輸送体制の確立に向けた取組



（５）九州運輸局における公共交通機関の運行（航）状況等の情報提供に関する取組

九州運輸局では、自然災害や事故発生等により公共交通機関に運行（航）障害が発生した場合、インターネット上に交通事業者自らが情報を入力することにより、利用者に対してリアルタイムに運行（航）状況を交通機関別に提供するシステムである「九州のりもの info.com」を開設し、情報提供を行っていた。（資料Ⅲ－８）

この「九州のりもの info.com」により、利用者は自宅・職場・外出先等场所を問わず、最新の運行（航）情報を携帯電話やパソコンにより確認できるとともに、あらかじめ情報を入手したい交通事業者、地域、路線名等を選択してユーザー登録することにより、特定の交通事業者の提供情報に変更が合った場合、メールにより通知される。

このように、自然災害や事故発生等により公共交通機関に運行（航）障害が発生した場合の利用者に対する情報提供に関する取組としては、優れたものであり評価できる。

資料Ⅲ－８ 九州のりもの info.com の概要

本システムは、平成14年度国土交通省総合政策局の「ITを活用した災害時等における公共交通機関別運行（航）情報提供の高度化実証実験」で構築したシステム。平成15年4月より運用開始。平成17年7月に九州鉄道協会、九州バス協会、九州旅客船協会連合会の3者で「九州のりものinfo.com運営協議会」を設立し、共同で運営を行っている（事務局 九州バス協会）。九州運輸局は協力。システムの保持運営は、サーバ管理も含め西鉄情報システム㈱に委託。

今まで、公共交通機関の運行（航）情報は報道機関・自社ホームページ・電話応対などで事業者毎に様々な手段で情報配信を行っていたが、「のりものinfo.com」では、事業者がパソコンや携帯電話から「のりものinfo.com」へ直接登録することで、パソコン・携帯電話・地上波デジタル放送を通じてリアルタイムに利用者へ情報提供。また、九州管内交通事業者の運行状況が一目でわかる（運行（航）情報のポータルサイト）。

